

庄内町議会関係例規集

〔平成28年4月調整〕

目 次

【 庄内町議会関係例規 】

庄内町みんなが主役のまちづくり基本条例	1
庄内町議会基本条例	5
庄内町議会議員政治倫理条例	7
庄内町議会議員の定数を定める条例	10
庄内町議会の議決すべき事件を定める条例	11
庄内町議会定例会条例	12
庄内町議会定例会規則	13
庄内町議会委員会条例	14
庄内町議会会議規則	20
庄内町議会運営規程	35
庄内町議会投票用紙規程	48
庄内町議会傍聴規則	49
庄内町議会事務局設置条例	51
庄内町議会事務局処務規程	52
庄内町議会公印規則	55
庄内町議会を実施機関とする個人情報保護に関する規則	57
庄内町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例	58
庄内町議会の議決すべき事件以外の契約の透明性を高めるための条例	59
町長が専決処分することができる事項の指定について	60

【 地方自治法及び地方自治法施行令 】

地方自治法（議会関係条文抜粋）	61
地方自治法施行令（議会関係条文抜粋）	76

【 申し合わせ、基準等 】

庄内町議会災害時行動マニュアル	78
常任委員会所管事務調査報告に関する基本的申し合わせ	79
庄内町議会町民と語る会開催要領	81
行政報告に関する基準	83
庄内町議会議員の慶弔等に関する基準	84
参考書式	85

■：前年度から変更（設定、改正、追加等）があった例規等

○庄内町みんなが主役のまちづくり基本条例

平成24年6月21日
条例第23号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 まちづくりの担い手及び役割

第1節 町民の役割等(第5条—第7条)

第2節 町、町長及び町職員の役割(第8条—第10条)

第3節 町議会及び町議員の役割(第11条・第12条)

第3章 まちづくりの方法

第1節 人材育成及び活用(第13条—第15条)

第2節 参画と協働(第16条—第19条)

第3節 住民投票(第20条)

第4章 連携及び交流(第21条・第22条)

第5章 条例の検証及び見直し(第23条)

附則

平成17年7月1日、旧余目町と旧立川町の個性と特長を活かし合い、より大きな魅力と活力を生み出すため、庄内町が誕生しました。

私たちの庄内町は、霊峰月山、清流立谷沢川に象徴される美しい自然と豊かな田園、先人の努力によりつくり出されたおいしい米のルーツ亀ノ尾など、環境を活かし、磨きをかけながら、それぞれの地域に根付く魅力ある文化や伝統、地域を愛する人々を育ててきました。

私たちは、このすてきな庄内町に暮らすことへの誇りを、未来の子どもたちに受け継いでいくため、時代の変化に対応できる庄内町をつくっていかねばなりません。

そのためには、私たち一人ひとりが、人とのつながりを深め、協力し合い、より良いまちづくりに挑戦し続けていくことが大切です。

ここに、誰もが幸せを感じられる庄内町を目指し、町民、町及び町議会が、お互いに力を合わせて進めるまちづくりの基本となる決まりとして、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、町民、町及び町議会が力を合わせて進めるまちづくりの考え方及び仕組みを定め、誰もが幸せを感じられる庄内町の実現を目指すことを目的とします。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、まちづくりの基本として、町民、町及び町議会が最大限に尊重する大切な決まりです。

(基本原則)

第3条 町民、町及び町議会は、次のことを大切にしまちづくりを進めます。

- (1) まちづくりに必要な情報(以下「情報」といいます。)を共有し、お互いの理解を深め、協力し合うまちづくり
- (2) 一人ひとりの人権及び個性を尊重し、子どもからお年寄りまで誰もが生き活きと躍動するまちづくり

(3) 人と人とのつながりを深め、自分たちで庄内町を創造する、みんなが主役のまちづくり

(定義)

第4条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) まちづくりとは、みんなが安心して生きがいを持って暮らし、町外の人も訪れ、住みたくなる、魅力あふれる庄内町をつくり続ける活動をいいます。

(2) 町民とは、次のいずれかにあてはまるものをいいます。

イ 町内に住所がある人(以下「住民」といいます。)

ロ 町内に通勤又は通学している人

ハ 町内で事業を行うもの(以下「事業者」といいます。)その他まちづくりを行うものの

(3) 地域活動とは、町民がつながりを持って生活する、集落、学区、地区等の近隣社会が行うまちづくりをいいます。

(4) 町とは、庄内町の町長及び教育委員会、農業委員会その他の執行機関並びにそれらの職員をいいます。

(5) 参画と協働とは、町民、町及び町議会が、お互いを尊重し、得意分野を活かしながら、共に考え、力を合わせ、課題の解決に当たることをいいます。

第2章 まちづくりの担い手及び役割

第1節 町民の役割等

(町民の基本姿勢及び役割)

第5条 町民は、世代間の交流及び人とのつながりを大切にし、協力して、未来に誇れる庄内町を築くよう努めます。

2 町民は、自らの知識、経験、技術等を積極的にまちづくりへ活用するよう努めます。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、事業活動及び社会貢献活動を通じて、庄内町の活性化及び発展につながるよう努めます。

(地域活動の推進)

第7条 町民は、地域活動へ積極的に参加し、協力し、心豊かに安心して暮らすことができる地域をつくり、受け継ぎます。

2 町民は、お互いのつながりをつくる地域活動の機会を広げ、情報を共有し、自らの地域の課題解決に努めます。

3 町は、地域活動の個性及び自立性を尊重しつつ、地域活動の促進及び地域の課題解決に必要な支援を行います。

第2節 町、町長及び町職員の役割

(町の役割)

第8条 町は、関係法令、条例、町の総合計画等に基づき、町の仕事を適正に管理し、執行するとともに、総合的かつ計画的にまちづくりを進めなければなりません。

2 町は、専門的な知識及び技術を有し、まちづくりの課題への確に対応できる町職員を育成しなければなりません。

(町長の役割)

第9条 町長は、庄内町の将来像を示し、公平及び誠実に参画と協働のまちづくりを行わな

ければなりません。

- 2 町長は、多様化するまちづくりの課題に対応するため、町職員を適切に指導又は監督しなければなりません。

(町職員の役割)

第10条 町職員は、町民の視点に立って、誠実かつ確実な仕事をしなければなりません。

- 2 町職員は、常に向上心を持ち、自らの能力を磨き、創意工夫をしながら仕事をしなければなりません。
- 3 町職員は、地域の一員としての自覚を持ち、率先して地域活動に取り組むよう努めます。

第3節 町議会及び町議員の役割

(町議会の役割)

第11条 町議会は、町議会活動への町民の関心を高める手立てを工夫し、開かれた議会運営に努めなければなりません。

- 2 町議会は、町民の考えがまちづくりに反映されているか、常に調査を行うとともに、庄内町の将来を見据えた提言をしなければなりません。

(町議員の役割)

第12条 町議員は、庄内町の利益のために行動する町民の代表として、常に町民の考えを把握し、まちづくりに反映させるよう活動しなければなりません。

第3章 まちづくりの方法

第1節 人材育成及び活用

(まちづくりの担い手の育成)

第13条 町民、町及び町議会は、町民が主体的に学び活動できる機会をつくり、まちづくりの担い手を育成します。

(子どもの育成)

第14条 町民、町及び町議会は、まちづくりの未来の担い手となる子どもの年齢に応じ、交流及び体験ができる機会をつくり、庄内町への愛着心を持った子どもに育てます。

(多様な人材及び地域資源の活用)

第15条 町民、町及び町議会は、多様な人材が活躍できる場をつくり、町民の個性及び特長をまちづくりに活かします。

- 2 町民、町及び町議会は、多様で特色ある地域資源を守り育てながら、まちづくりに活用します。

第2節 参画と協働

(参画と協働の基本)

第16条 町民は、誰もが平等な立場でまちづくりに取り組む権利を有し、自らの発言に責任を持ち、相手の考えを尊重し、連携して行動します。

- 2 町民、町及び町議会は、それぞれが持つ情報を共有し合い、参画と協働のまちづくりに活かします。
- 3 町民、町及び町議会は、情報を取り扱うに当たり、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報保護を確保しなければなりません。

(情報共有の推進)

第17条 町及び町議会は、適切な時期と方法で、的確に分かりやすく情報を発信及び公開します。

- 2 町及び町議会は、町民に対し、町の仕事の計画段階から実施、評価及び改善に至るそれ

ぞれの段階において、経過、内容等を明確に説明しなければなりません。

3 町民は、町及び町議会に対し、自らも情報を求めるとともに、自らが有する情報についても積極的に発信するよう努めます。

4 町は、町民が情報を求め、又は発信しやすい仕組み及び体制を整えます。

(町民のまちづくりの推進)

第18条 町民は、様々な活動又は仕事をしている人たちと連携してまちづくりに取り組み、交流の拡大及び仲間づくりを進めて、活力ある庄内町をつくるよう努めます。

2 町は、町民が主体的に行うまちづくりが促進されるよう、必要な支援を行います。

(参画と協働の推進)

第19条 町及び町議会は、町が設置する審議会等の委員の公募、懇談会の開催等、より多くの町民が主体性を持って町及び町議会に関わることのできる仕組み及び体制を整えます。

2 町及び町議会は、まちづくりについて、町民が提案、意見等(以下「提案等」といいます。)を出しやすい仕組みを整えます。

3 町及び町議会は、寄せられた提案等について、総合的に検討し、誠実に回答するとともに、原則としてその内容を公表します。

第3節 住民投票

(住民投票制度)

第20条 町は、町民の暮らしに関わる極めて重要なことについて、直接住民の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができるものとし、その結果については尊重するものとします。

2 前項の制度を設ける場合は、条例で定めることとします。

第4章 連携及び交流

(町出身者、町外の人々等との連携及び交流)

第21条 町民、町及び町議会は、まちづくりがより効果的に進められるよう、町出身者等庄内町に関わり、関心を持つ町外の人々等との連携及び交流を深めます。

(他の自治体等との連携)

第22条 町民、町及び町議会は、国、山形県、他の自治体及び関係機関団体等との連携を進め、まちづくりの課題の解決を図ります。

第5章 条例の検証及び見直し

(条例の検証及び見直し)

第23条 町は、この条例の目的が達成されているか、5年を超えない期間ごとに検証を行い、必要に応じ見直しを行います。

2 前項に定める検証及び見直しは、参画と協働のもとで行います。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行します。

○庄内町議会基本条例

平成20年3月6日

条例第1号

庄内町民（以下「町民」という。）から選挙で選ばれた議員（以下「議員」という。）で構成される庄内町議会（以下「議会」という。）は、常に町民の信頼と期待の中で活動することが求められている。そのために、議員は、選良としての誇りと自覚を持ち、議場内の活動にとどまらず町民との対話を積極的に行い、町民の声を町政に反映させる議会を全議員で構築する必要がある。

議会が町民の代表機関として、地域における民主主義の発展と町民福祉の向上のために果たすべき役割は、将来にかけてますます大きくなる。特に地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大したことを踏まえ、議会は、その持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点及び争点を広く町民に明らかにする責務を有している。自由かつ達な討議を通して、これら論点及び争点を明確にし、公開することは言論の府である議会の第一の使命である。

この使命を達成するため、議員は地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定を遵守するとともに、積極的な情報の公開、政策活動への町民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、町長等行政機関との緊張の保持、議員の自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保、議員活動を支える体制の整備等について、議会が定める諸規定を遵守し実践することにより、町民に信頼され、存在感のある議会を築くため本条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、地方分権と住民自治の時代にふさわしい、町民に開かれた議会及び議員活動の活性化を図るために必要な議会運営の基本事項を定め、町政の情報公開と町民参加を基本にしながら、地域課題及びこれに対する町民の意向を把握し、町政諸課題を町の政策に結びつけ、庄内町の発展に寄与することを目的とする。

（議会の活動原則）

第2条 議会は、町民の代表機関として、自治体の進むべき道を自主的に決定しその責任を負うという大きな使命を自覚し、公正・公平性、透明性及び信頼性を確保し、町民に開かれた議会及び積極的な町民参加を推進することを目指し活動する。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、議会が言論の府であることを十分認識し、議員間の自由かつ達な討議を重んじるとともに、将来的な視点で地域諸課題を把握し、町の政策に反映するよう不断の努力を旨とし、町民の代表として選良にふさわしい活動をするものとする。

（町民と議会の関係）

第4条 議会は、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除き、すべての情報を積極的に公開するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、町民、各種団体、地域等と連携を図り、広報、広聴活動を強化し、政策提言に資するものとする。

（議会及び議員と町長及び執行機関職員との関係）

第5条 議会の本会議における議員と町長及び執行機関職員との質疑応答は、案件の論点及び、争点を明確にするものとし、二元代表制の趣旨を重んじ充分な質疑のもとに監視機

【庄内町議会基本条例】

能を強化し、政策提言につなげるものとする。

(最高規範性)

第6条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

2 議会は、議会に関する法令の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。

(議会及び議員の責務)

第7条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれに基づいて制定される議会の条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

(見直し手続)

第8条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○庄内町議会議員政治倫理条例

平成24年6月15日

条例第20号

改正 平成27年3月17日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、庄内町議会議員(以下「議員」という。)が、庄内町議会基本条例(平成20年庄内町条例第1号)の理念に基づき、町民の代表として議員活動を行う際に遵守すべき行動基準(以下「政治倫理基準」という。)等を定めることにより、高い倫理観を持ち、町民の信頼に応えて、開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、町民の信頼に値する倫理観と自らの役割を自覚し、法令はもとより、次条に規定する政治倫理基準を遵守しなければならない。

2 議員は、政治倫理基準に反する行為があるとの疑いを持たれたときは、自ら説明責任を果たすよう努めなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守して行動しなければならない。

(1) 議員の品位若しくは名誉を損なう行為又は議会に対する町民の信頼を損なう行為をしないこと。

(2) 議員の権限又は地位を利用して不正と思われる行為をしないこと。

(3) 町又は町が資本金、基本金その他これらに準じるものを出資している法人若しくは町の施設の指定管理者が行う許可、請負その他の契約等に関し、特定の者のために有利又は不利な取り扱いをするような働きかけをしないこと。

(4) 町の職員(非常勤嘱託職員、臨時職員等を含む。以下同じ。)に対し、議員の権限又は地位による影響力を不正に行使し、当該職員の職務遂行を妨げないこと。

(5) 町の職員の採用、昇格、異動その他人事に関して推薦又は紹介をしないこと。

(代表就任の制約)

第4条 議員は、町から活動及び運営に対する補助又は助成を受けている団体の代表(以下「団体の代表」という。)に就任しないよう努めるものとする。

2 新たに選挙された議員で、団体の代表に就任しているものは、速やかにその旨を報告するものとする。

(審査の請求)

第5条 議員は、他の議員が政治倫理基準に反する行為をした疑いがあるときは、3人以上の議員の連名で、疑いに足る事実を証する資料を添え、文書により議長に審査を請求することができる。

2 前項の審査の請求の内容が議長に関係するものであるときは、同項の規定にかかわらず、副議長に審査を請求するものとする。この場合において、次条から第9条までの規定中「議長」とあるのは、「副議長」と読み替えるものとする。

(審査会の設置等)

第6条 議長は、前条の規定により審査の請求があったときは、議会運営委員会に諮り、庄内町議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置するものとする。

【庄内町議会議員政治倫理条例】

- 2 審査会の委員は、5人以内とし、審査を請求した議員(以下「請求議員」という。)及び審査の対象となる議員(以下「被請求議員」という。)を除き、議長が、議会運営委員会に諮り、議員の中から選任する。
- 3 審査会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。
- 4 審査会の委員の任期は、次条第6項の規定により審査会が審査の結果を議長に報告したときまでとする。

(審査会の審査等)

第7条 審査会は、審査の請求の適否及び政治倫理基準に反する行為の存否を審査する。

- 2 審査会は、委員長が招集する。
- 3 審査会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 審査会は、審査を行うに当たり、請求議員、被請求議員及び関係者に対し、聴取り等の必要な調査を行うことができる。
- 5 審査会は、被請求議員に弁明の機会を与えなければならない。
- 6 審査会は、審査の結果を議長に報告するものとする。
- 7 審査会の会議は、公開することを原則とする。ただし、出席委員の3分の2以上の合意により非公開とすることができる。

(審査結果の通知、弁明及び公表)

第8条 議長は、前条第6項の規定により審査の結果の報告を受けたときは、請求議員及び被請求議員に対し、その内容を文書で通知するものとする。

- 2 被請求議員は、前項の文書を受け取った日から14日以内に、審査の結果に対する弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を議長に提出することができる。
- 3 議長は、前条第6項の規定により審査の結果の報告を受けたときは、その要旨を庄内町議会広報紙及び庄内町議会ホームページに掲載し公表するものとする。この場合において、前項の規定により弁明書の提出があったときは、当該弁明書と併せて公表するものとする。

(審査結果の措置及び公表)

第9条 議長は、審査の結果を受け、政治倫理基準に反する行為をしたと認められる議員に対して、議会運営委員会に諮り、次の各号のいずれかの措置を講ずることができる。

- (1) 議員の辞職勧告を行うこと。
 - (2) 議会の役職の辞任勧告を行うこと。
 - (3) 一定期間の出席自粛勧告を行うこと。
 - (4) この条例の規定を遵守させるための警告を行うこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める措置を行うこと。
- 2 議長は、前項の規定により措置を講じたときは、その要旨を庄内町議会広報紙及び庄内町議会ホームページに掲載し公表するものとする。

(準用)

第10条 第6条及び第7条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、庄内町議会委員会条例(平成17年庄内町条例第164号)及び議会が別に定めるところによる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第4条第1項に規定する団体の代表に就任している議員は、速やかにその旨を報告するものとする。

3 第5条の規定は、この条例の施行の日前になされた行為については、適用しない。

附 則 (平成27年3月17日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

○庄内町議会議員の定数を定める条例

平成20年12月18日

条例第46号

改正 平成25年12月19日条例第35号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定により、庄内町議会議員の定数は、16人とする。

附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

附 則(平成25年12月19日条例第35号)

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

○庄内町議会の議決すべき事件を定める条例

平成17年7月1日

条例第5号

改正 平成23年9月22日条例第14号

平成24年6月21日条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により、議会において議決すべき事件を定めるものとする。

(議会の議決に付すべき事件)

第2条 議会の議決に付すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 庄内町総合計画基本構想
- (2) 庄内町総合計画基本構想に係る基本計画
- (3) 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)に基づく定住自立圏形成協定

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成23年9月22日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年6月21日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

○庄内町議会定例会条例

平成17年7月1日

条例第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定により、庄内町議会の定例会の招集回数は、毎年4回と定める。

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

○庄内町議会定例会規則

平成17年7月1日

規則第5号

(定例会招集の時期)

第1条 庄内町議会定例会は、毎年3月、6月、9月及び12月に招集する。

(招集時期の繰上げ及び繰下げ)

第2条 前条の定例会は、1箇月の期間を限度として繰上げ又は繰下げて招集することができる。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

○庄内町議会委員会条例

平成17年7月7日

条例第164号

改正 平成19年3月5日条例第1号

平成20年3月19日条例第29号

平成20年6月10日条例第30号

平成21年3月4日条例第1号

平成22年6月10日条例第18号

平成23年9月22日条例第15号

平成25年3月8日条例第1号

平成25年12月19日条例第35号

平成27年3月17日条例第2号

平成27年6月18日条例第27号

目次

- 第1章 通則(第1条—第13条)
- 第2章 会議及び規律(第14条—第21条)
- 第3章 公聴会(第22条—第27条)
- 第4章 参考人(第28条)
- 第5章 記録(第29条)
- 第6章 補則(第30条)

附則

第1章 通則

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第2条 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。

(1) 総務文教厚生常任委員会 8人

総務課、情報発信課、税務町民課、保健福祉課、会計室、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事務に関する調査及び議案、請願、陳情等の審査に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

(2) 産業建設常任委員会 7人

建設課、農林課、商工観光課、企業課、農業委員会の所管に属する事務に関する調査及び議案、請願、陳情等の審査に関する事項

(3) 議会広報常任委員会 6人

議会の広報に関する事項

(常任委員の任期)

第3条 総務文教厚生常任委員及び産業建設常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 議会広報常任委員の任期は、次条に規定する日から議員の任期満了の日までとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【庄内町議会委員会条例】

(常任委員の任期の起算)

第4条 常任委員の任期は、選任の日から起算する。

(議会運営委員会の設置)

第5条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、6人とする。

3 前項の委員の任期については、第3条第1項及び第3項並びに前条の規定を準用する。

(特別委員会の設置)

第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)

第7条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、前条第1項の規定にかかわらず、資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、6人とする。

(委員の選任)

第8条 議員は、総務文教厚生常任委員及び産業建設常任委員のいずれか一の常任委員となるものとする。ただし、議長の職にある者にあつては、常任委員とならないものとする。

2 常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。

3 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

4 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

5 総務文教厚生常任委員、産業建設常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前の直近の定例会において行うことができる。

6 議長は、総務文教厚生常任委員及び産業建設常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

7 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条(常任委員の任期)第3項の例による。

(委員長及び副委員長)

第9条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第10条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

(委員長の議事整理及び秩序保持権)

第11条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第12条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長、副委員長、議会広報常任委員、議会運営委員及び特別委員の辞任)

第13条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

2 議会広報常任委員、議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

第2章 会議及び規律

(招集)

第14条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第15条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第17条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第16条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第17条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席して、発言することができる。

(傍聴の取扱)

第18条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第19条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会で諮って決める。

(出席説明の要求)

第20条 委員会は、審査又は調査のため、町長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者(以下「町長等」という。)に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(自由討議)

第20条の2 委員会は、審査又は調査に当たっては、庄内町議会基本条例(平成20年庄内町条例第1号)に基づき、委員間の自由討議を基本として運営するものとする。

(反問)

第20条の3 特別委員会への出席を要求された町長等は、委員長の許可を得て委員の質疑に対し反問することができる。

(秩序保持に関する措置)

第21条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号)、庄内町議会会議規則(平成17年庄内町議会規則第2号。以下「会議規則」という。)又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

第3章 公聴会

(公聴会開催の手続)

第22条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第23条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第24条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第25条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第26条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

第4章 参考人

(参考人)

第28条 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第25条(公述人の発言)、第26条(委員と公述人の質疑)及び前条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

第5章 記録

(記録)

第29条 委員長は、職員に会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

第6章 補則

(会議規則との関係)

第30条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月7日から施行する。

(読替規定)

2 この条例施行後平成18年6月30日までにあっては、第2条第1号中「6人」とあるのは「12人」と、同条第2号及び第3号中「7人」とあるのは「12人」と読み替えるものとする。

附 則(平成19年3月5日条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月19日条例第29号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月10日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月4日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年6月10日条例第18号)

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成23年9月22日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月8日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月19日条例第35号)

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙後に、初めて招集される庄内町議会の招集の日から施行する。

附 則(平成27年3月17日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第20条の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による改正後の庄内町議会委員会条例第20条の規定は適用せず、改正前の庄内町議会委員会条例第20条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成27年6月18日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

○庄内町議会会議規則

平成17年7月7日

議会規則第2号

改正 平成17年11月28日議会規則第5号

平成20年9月3日議会規則第1号

平成21年3月14日議会規則第1号

平成23年9月22日議会規則第1号

平成24年3月7日議会規則第1号

平成25年3月8日議会規則第1号

目次

- 第1章 総則(第1条—第13条)
- 第2章 議案及び動議(第14条—第20条)
- 第3章 議事日程(第21条—第25条)
- 第4章 選挙(第26条—第35条)
- 第5章 議事(第36条—第49条)
- 第6章 発言(第50条—第64条)
- 第7章 委員会(第65条—第77条)
- 第8章 表決(第78条—第88条)
- 第9章 請願(第89条—第95条)
- 第10章 秘密会(第96条・第97条)
- 第11章 辞職及び資格の決定(第98条—第101条)
- 第12章 規律(第102条—第109条)
- 第13章 懲罰(第110条—第116条)
- 第14章 公聴会(第117条—第122条)
- 第15章 参考人(第123条)
- 第16章 会議録(第124条—第127条)
- 第17章 全員協議会(第128条)
- 第18章 議員の派遣(第129条)
- 第19章 専門的知見の活用(第130条)
- 第20章 補則(第131条)

附則

第1章 総則

(参集)

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

(欠席の届出)

第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

(宿所又は連絡所の届出)

第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。こ

【庄内町議会会議規則】

れを変更したときも、また同様とする。

(議席)

第4条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

- 2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、議席を変更することができる。
- 4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期)

第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

- 2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

第6条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第7条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第8条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第9条 会議時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。
- 3 会議の開始は、庁内放送で報ずる。

(休会)

第10条 町の休日は、休会とする。

- 2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。
- 3 議長が、特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。
- 4 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第114条(議員の請求による開議)第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第11条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

- 2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第12条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

- 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。
- 3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第13条 法第113条(定足数)の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議

員の住所(別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所)に文書又は口頭をもって行う。

第2章 議案及び動議

(議案の提出)

第14条 法第112条(議員の議案提出権)の規定によるものを除くほか、議員が議案を提出するに当たっては、2人以上の者の賛成がなければならない。

2 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、所定の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

3 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、賛成委員とともに連署して、委員長が議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第17条 法第115条の3(修正の動議)の規定によるものを除くほか、議会が修正の動議を議題とするに当たっては、2人以上の者の発議によらなければならない。

2 修正の動議は、その案をそなえ、所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

(秘密会の動議)

第18条 秘密会の動議は、所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の措置)

第19条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第20条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を求めようとするときは、提出者から事件については文書により、動議については文書又は口頭により、請求しなければならない。

第3章 議事日程

(日程の作成及び配布)

第21条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第22条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加するこ

とができる。

(議事日程のない会議の通知)

第23条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第25条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議に諮って延会することができる。

第4章 選挙

(選挙の宣告)

第26条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第27条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第28条 投票による選挙を行うときは、議長は、第26条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、職員をして議場の出入口を閉鎖させ、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第29条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を点検させなければならない。

(投票)

第30条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

(投票の終了)

第31条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第32条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第33条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙に関する疑義)

第34条 選挙に関する疑義は、議長が会議に諮って決める。

(選挙関係書類の保存)

第35条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第5章 議事

(議題の宣告)

第36条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第37条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第38条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第39条 会議に付する事件は、他に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長は、討論を用いなくて会議に諮って所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託することができる。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 提出者の説明は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第40条 委員会に付託した事件は、第77条(委員会報告書)の規定による報告書の提出をまって議題とする。

(委員長及び少数意見の報告)

第41条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告する。

2 第76条(少数意見の留保)第2項の規定による手続きを行った者は、前項の報告に次いで少数意見の報告をすることができる。この場合において、少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が定める。

3 前2項の報告は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第42条 提出者の説明又は委員長の報告及び少数意見の報告が終わったときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(委員長報告等に対する質疑)

第43条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。

(討論及び表決)

第44条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第45条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任すること

ができる。

(委員会の審査又は調査の期限)

第46条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。

2 前項の期限までに審査又は調査を終わることができないときは、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

3 前2項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第40条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第47条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(再審査又は再調査のための付託)

第48条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第49条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第6章 発言

(発言の許可等)

第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡単な場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言の要求)

第51条 会議において発言しようとする者は、挙手して「議長」と呼び、議長の許可を求めなければならない。

2 2人以上挙手して発言を求めたときは、議長は、先挙手者と認める者から指名して発言させる。

(討論の方法)

第52条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者を、なるべく交互に指名して発言させなければならない。

(自由討議)

第52条の2 前条に規定するもののほか、議長の発議又は議員の動議により、会議に諮って自由討議を行うものとする。

(議長の発言及び討論)

第53条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(反問)

第53条の2 法第121条第1項の規定により説明のため議場に出席した者は、議長の許可を得て議員の質問又は質疑に対し反問することができる。

(発言内容の制限)

第54条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできない。

(質疑の回数)

第55条 質疑は、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第56条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第57条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第58条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑、討論又は自由討議の終結)

第59条 質疑、討論又は自由討議が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑、討論又は自由討議が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑、討論又は自由討議終結の動議を提出することができる。

3 質疑、討論又は自由討議終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第60条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第61条 議員は、町の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

3 質問の順序は、議長が定める。

4 質問の通告をした者が欠席したとき、又は質問の順序に当たっても質問しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。

(緊急質問等)

第62条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。この場合における議会の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。

2 前項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第63条 質問については、第59条(質疑、討論又は自由討議の終結)第1項の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第64条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第7章 委員会

(議長への通知)

第65条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(会議中の委員会の禁止)

第66条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

(委員の発言)

第67条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(委員外議員の発言)

第68条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

(委員の議案修正)

第69条 委員は、修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(分科会又は小委員会)

第70条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(連合審査会)

第71条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第72条 委員会は、法第100条(調査権)の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務等の調査)

第73条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が、法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

(委員の派遣)

第74条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(閉会中の継続審査)

第75条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、議長に申し出なければならない。

(少数意見の留保)

第76条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。

(委員会報告書)

第77条 委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、議長に提出しなければならない。

第8章 表決

(表決問題の宣告)

第78条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第79条 表決を行う宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第80条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第81条 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第82条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名及び無記名の投票)

第83条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票しなければならない。ただし、記名投票の場合は、自己の氏名を併記しなければならない。

(白票の取扱い)

第84条 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第85条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第28条(議場の出入口閉鎖)、第29条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第30条(投票)、第31条(投票の終了)、第32条(開票及び投票の効力)、第33条(選挙結果の報告)第1項、第34条(選挙に関する疑義)及び第35条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(表決の訂正)

第86条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第87条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第88条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

第9章 請願

(請願書の記載事項等)

第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、押印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

(請願の紹介の取消し)

第90条 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を求めようとするときは、文書により請求しなければならない。

(請願書の写しの配布)

第91条 議長は、受理番号及び受理年月日を記載した請願書の写しを議員に配布する。

(請願の委員会付託)

第92条 議長は、第39条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第1項の規定にかかわらず、請願書の写しの配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、会議に付した請願で常任委員会に係るものは、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 会議に付した請願の委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみ

なし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員の委員会出席)

第93条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(請願の審査報告)

第94条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

(1) 採択すべきもの

(2) 不採択とすべきもの

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 採択すべきものと決定した請願で、町長その他の関係執行機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(陳情書の処理)

第95条 陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

第10章 秘密会

(指定者以外の退場)

第96条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第97条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第11章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第98条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表の提出があったときは、その旨議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を決める。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第99条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について、準用する。

(資格決定の要求)

第100条 法第127条(失職及び資格決定)第1項の規定により、議員の被選挙権の有無又は法第92条の2(議員の兼業禁止)の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第101条 前条の要求については、議会は、第39条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第1項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければ決定することができない。

第12章 規律

(品位の尊重)

第102条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第103条 議場に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機、録音機及び携帯電話の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第104条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第105条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

(禁煙)

第106条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(新聞等の閲読禁止)

第107条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(許可のない登壇の禁止)

第108条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

第109条 法又はこの規則に定めるもののほか、規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

第13章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第110条 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第97条(秘密の保持)第2項の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰の審査)

第111条 懲罰については、議会は、第39条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第1項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければ決定することができない。

(代理弁明)

第112条 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

(戒告又は陳謝の方法)

第113条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

【庄内町議会会議規則】

(出席停止の期間)

第114条 出席停止は、5日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第115条 出席を停止された議員がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第116条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第14章 公聴会

(公聴会開催の手續)

第117条 議会が、法第115条の2第1項の規定により、会議において、公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第118条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第119条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第120条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第121条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第122条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

第15章 参考人

(参考人)

第123条 議会が、法第115条の2第2項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件そ

の他必要な事項を通知しなければならない。

- 3 参考人については、第120条(公述人の発言)、第121条(議員と公述人の質疑)及び第122条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

第16章 会議録

(会議録の記載事項)

第124条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書及び少数意見報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票における賛否の氏名
- (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項

(会議録の配布)

第125条 定例会の会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。

(会議録に掲載しない事項)

第126条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第64条(発言の取消し又は訂正)の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第127条 会議録に署名すべき議員は、3人とし、議長が会議において指名する。

第17章 全員協議会

(全員協議会)

第128条 法第100条第12項の規定により、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

- 2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が議会運営委員会に諮って招集する。ただし、緊急又は軽易な協議事項等の場合は、議長において招集することができる。
- 3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第18章 議員の派遣

(議員の派遣)

第129条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

- 2 前項の規定により、議員の派遣を決定をするに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第19章 専門的知見の活用

(専門的知見の活用)

第130条 法第100条の2の規定により調査を行うときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、閉会中においては、議長が決定することができる。

- 2 前項の規定により、調査を行うことを決定するに当たっては、調査事項、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第20章 補則

(会議規則の疑義)

第131条 この規則の施行に関し疑義が生じたときは、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議に諮って決める。

附 則

この規則は、平成17年7月7日から施行する。

附 則(平成17年11月28日議会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月3日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月14日議会規則第1号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月22日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月7日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月8日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

○庄内町議会運営規程

平成20年5月30日

議会訓令第1号

改正 平成21年3月31日議会訓令第1号

平成22年6月2日議会訓令第1号

平成22年8月23日議会訓令第2号

平成23年9月22日議会訓令第1号

平成24年3月7日議会訓令第1号

平成25年3月8日議会訓令第1号

平成25年12月19日議会訓令第2号

平成27年3月17日議会訓令第1号

平成28年3月15日議会訓令第1号

目次

- 第1章 総則(第1条—第28条)
- 第2章 議案(第29条—第42条)
- 第3章 議事日程(第43条—第46条)
- 第4章 選挙(第47条—第53条)
- 第5章 議事(第54条—第59条)
- 第6章 発言(第60条—第75条)
- 第7章 委員会(第76条—第82条の2)
- 第8章 議会運営委員会(第83条—第86条)
- 第9章 全員協議会(第87条—第89条の2)
- 第10章 表決(第90条—第92条)
- 第11章 氏名公表(第93条—第97条)
- 第12章 請願(陳情)(第98条—第103条の2)
- 第13章 規律(第104条・第105条)
- 第14章 会議録(第106条—第108条)
- 第15章 町民に開かれた議会(第109条—第112条)
- 第16章 傍聴(第113条・第114条)
- 第17章 慶弔(第115条—第117条)
- 第18章 その他(第118条—第123条)
- 第19章 補則(第124条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)その他別に定めるものを除くほか、庄内町の議会運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議会の呼称)

第2条 議会は、会期ごとに順次、〇〇年第〇回庄内町議会定例(臨時)会と称し、暦年によりこれを更新する。

(議会の招集)

第3条 町長は、議員の一般選挙があったときは、任期起算日からおおむね7日以内に臨時会を招集する。

【庄内町議会運営規程】

- 2 議長は、町長から議会招集の通知を受理したときは、その旨を議員に通知する。
- 3 一般選挙後の最初に招集される議会においては、事務局長が議会の招集を通知するものとする。

(告示依頼)

第4条 臨時会において、議員発議の案件等を付議するときは、議長から町長に告示を依頼する。ただし、開会中に緊急を要する事件があるときは、この限りでない。

(応招又は出席)

第5条 庄内町議会会議規則(平成17年庄内町議会規則第2号。以下「規則」という。)第1条の規定による応招又は出席の通告は、事務局備付けの出席簿に押印することにより行い、議長への通告は、省略することができる。

(欠席又は遅刻・早退)

第6条 規則第2条の規定による欠席の届け出及び遅刻・早退の届け出は、あらかじめ会議欠席(遅刻・早退)届(様式第1号)に記載の上、事務局に届け出るものとする。ただし、緊急の場合又は遅刻の場合にあっては、電話等で届け出ることができる。

(長期の不在)

第7条 議員が長期にわたる旅行等で住所を不在にするときは、あらかじめ不在届(様式第2号)に記載の上、事務局に届け出るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合にあっては、電話等で不在を届け出ることができる。

(議席等)

第8条 規則第4条第1項に規定する議席の決定は、仮議席(くじで定めた席を臨時議長が指定した議席をいう。以下同じ。)のとおり議長が指定する。

第9条 規則第4条第4項に規定する議席の番号は、議長席から見て左側から1番とし、右側をもって最終番号とする。

第10条 議長の議席は、最終番号の議席とし、副議長は最終番号の議席の直前とする。この場合において、仮議席が最終番号の議席の議員については、議長の仮議席と交換した議席を本議席とし、副議長席についても、同様これに準ずるものとする。

第11条 町長等説明員席及び議会事務局長席は議長席の右側に置き、各行政委員会委員長等説明員席は議長席の左側に置くものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(会期)

第12条 議会の会期日程予定は、議会運営委員会で協議して定める。

- 2 議会運営委員会を開く時間的余裕がない場合は、議長が会期の予定を定め、会議に諮って決定する。

第13条 規則第5条第1項の規定による会期及び規則第6条の規定による会期の延長は、期間及び日数を議決して定める。

- 2 規則第6条の規定により会期の延長を議決したときは、当日の欠席議員に対して通知する。

(会議時間)

第14条 規則第9条第2項の規定による会議時間の変更は、議長があらかじめ通知するか、会議において宣告する。

- 2 議会の招集日の会議開始時間の繰上げは、あらかじめその旨を議員に通知し、同日以外の日の会議開始時間の繰上げは、議長が前日に会議において宣告する。

- 3 会議時間の延長は、その日の会議中、議長が随時宣告する。

(休会)

第15条 規則第10条第2項の規定により休会の議決をするときは、議長発議によって決定する。

2 規則第10条第2項の規定による休会は、提出議案調査のため及び委員会の審査又は調査のためとし、あらかじめ議会運営委員会で日数等を協議する。

第16条 規則第10条第2項の規定により休会を議決したときは、当日の欠席議員に対して通知する。同条第3項及び第4項の規定により休会の日に会議を開く場合も、同様とする。
(諸般の報告)

第17条 諸般の報告は、法令に定めるもののほか、議長が必要と認めるものについて行うものとし、報告事項及びその順序は、次のとおりとする。

- (1) 議員の慶弔及び災害並びに補欠選挙による当選者の紹介、死亡、叙勲及び被表彰報告
- (2) 規則第98条第3項の規定による閉会中の副議長の辞職及び規則第99条第2項の規定による閉会中の議員の辞職の許可報告
- (3) 庄内町議会委員会条例(平成17年庄内町条例第164号。以下「条例」という。)第9条第2項及び第13条第1項の規定による委員長及び副委員長の互選の結果及び辞任
- (4) 条例第8条第6項の規定による常任委員の所属変更申出書の受理
- (5) 一部事務組合議会に関する事項
- (6) その他報告すべき事項

第18条 町長等の一般行政報告及び教育行政報告は、議長の諸般の報告の次に議事日程に入れて請願等に入る前に行うものとする。

2 行政報告は、次の会議で行うものとする。

第19条 法令に基づく報告書等は、文書を作成し、配布し、議事日程に掲げるものとする。

第20条 監査報告書は、その写しを配布することをもって議会報告とする。

第21条 議会の議員が、議会の代表等で出席した会議等の報告は、必要に応じ、次の会議で報告するものとする。

第22条 諸般の報告及び行政報告に対する質疑は、行わない。

(紹介及び挨拶)

第23条 一般選挙後新たに選挙された議員については、当選後、最初の会議において自己紹介するものとする。

第24条 一般選挙後の最初の会議において、町長は、歓迎の挨拶及び祝辞を述べるものとする。

第25条 議長及び副議長は、議員の任期満了前の最後の議会の閉会に当たり、挨拶するものとする。

第26条 議長は、町長等から就退任の挨拶の申出があるときは、発言を許可するものとする。

(附属機関の委員)

第27条 議員は、町の附属機関である審議会、協議会、委員会等の委員及び農業委員会の委員(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「農委法」という。)第12条第2号に規定する委員をいう。)にならないものとする。ただし、法律及び政令で特別の定めがある場合を除く。

第28条 農委法第12条第2号の規定により議会が推薦する農業委員の被推薦者は、議長が会議に諮って決定するものとする。

第2章 議案

(議案の提出)

第29条 町長は提出される議案等を、招集前に行われる議会運営委員会開催前日までにそ

の写しと併せて作成し、議長に送付する。

第30条 議案は、議員及び委員会提出議案と町長提案を区分し、それぞれ暦年ごとに番号を付ける。

第31条 規則第14条第2項及び第3項の議案は、議会運営委員会開催前日までに議長に提出するものとする。

第32条 削除

第33条 議会が法第99条の規定により意見書を国会又は関係行政庁に提出するときは、その内容により議長は併せて各政党に対し同趣旨の要望書を提出することができる。

第34条 同一趣旨の意見書案、決議案等が競合して議会に提出される予定となったときは、議会運営委員会において調整を図り、できるだけ一議案として、提出されるようにする。

第35条 削除

第36条 議会は、国の外交上又はこれに類する決議等は、行わないこととする。

第37条 議案については、提出者が修正の報告をしたとき、又は規則第17条の規定により修正の動議が提出されたときは、修正案の写しを議員に配布するものとする。

第38条 議案審議での資料については、議案に添付し配布するものとする。

(議案の撤回及び訂正)

第39条 会議の議題となった議案等及び法の規定により提出する関係書類の正誤は、正誤表により行い、その写しを議員に配布するものとする。ただし、簡易な正誤については、口頭により行うことができる。

第40条 議員及び委員会提出議案の訂正、撤回は、賛成者の了解の上、提出者から議長に届け出るものとする。提出者及び賛成者の取り止め又は変更についても、同様とする。

(先議)

第41条 議長又は副議長等の選挙、議員の辞職許可、不信任決議案、解任要求決議案の動議等、議会の構成及び組織に関する諸案件は、先議するものとする。

第42条 予算に関係する条例は、予算を先議するものとする。

第3章 議事日程

(一般選挙後最初の会議の議事日程及び作成)

第43条 一般選挙後最初の会議における議事日程は、次に掲げる順による。

- (1) 臨時議長が作成する議事日程
 - イ 仮議席の指定
 - ロ 議長選挙
- (2) 議長が作成する追加議事日程
 - イ 議席の指定
 - ロ 会議録署名議員の指名
 - ハ 会期の決定
 - ニ 副議長選挙
 - ホ 常任委員の選任
 - ヘ 議会運営委員会委員の選任
 - ト 一部事務組合の議会議員の選挙
 - チ 監査委員の選任同意

第44条 規則第21条に規定の議事日程は、1日単位で議案の審議の件名を具体的に決め、会期中の日程計画を立てるものとする。

第45条 次の事件は、議事日程事項としないものとする。

- (1) 議長の諸報告
- (2) 儀礼に関する件

第46条 延会のため議事が終わらなかった案件は、他の事件に先行して次の会議の議事日程に記載するものとする。

第4章 選挙

(議長、副議長及び一部事務組合議会議員の選挙)

第47条 議長、副議長及び一部事務組合議会議員の選挙は、投票により行う。ただし、全議員の賛同が得られる場合は、指名推選によることもできるものとする。

(指名推選の方法)

第48条 前条ただし書の規定により指名推選の方法により議長、副議長又は一部事務組合議会議員の選挙を行うときは、あらかじめ適任者を定め、それに基づいて議長が発議し、指名は議長が行うものとする。

(議長の投票)

第49条 議長は、議長席において投票する。

(当選の告知等)

第50条 規則第33条第2項の規定による当選の告知は、当選人が議場にいるときは選挙結果の報告後、直ちに議長又は議長の職務を行っている議員が口頭により行うものとする。

第51条 議長又は副議長に当選した場合は、当選の告知を受けた後、当該当選した者は、直ちに登壇して就任の挨拶を行うものとする。

第52条 一部事務組合議会議員に当選した場合は、当選の告知を受けた後、当該当選した者から異議がなければ承諾したものとみなす。

第53条 議長は、当選人が議場にいないときの当選の告知は、文書で行い、当選人から当選承諾書の提出を求めるものとする。

第5章 議事

(執行機関の出席要求)

第54条 法第121条第1項の規定により説明のための議場に出席する者に対しては、招集を告示した後、あらかじめ文書により議場への出席を要求するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭により行うことができる。

(除斥)

第55条 法第117条の規定により除斥を必要とする場合は、議長は、その事件が議題に供されたときに除斥の宣告を行うものとする。

2 除斥に該当するかどうか認定し難いときは、議長は、会議に諮って決定するものとする。

(提言及び提案の検証)

第56条 議会が採択した請願、陳情等については、議長は定期的に報告を求めるものとする。

2 常任委員会で提言を行った事項については、常任委員会は常にその執行状況を把握し検証しなければならない。

(委員会付託)

第57条 当初予算及び決算は、特別委員会を設置して付託するものとする。

2 議会は、決算に係る特別委員会に、議長発議により法第98条第1項に規定する権限を委任するものとする。

第58条 常任委員会に付託する事件は、議会運営委員会に諮ってその所管を決定する。

(委員会の経過及び結果報告)

第59条 規則第41条の規定による常任委員長報告は、常任委員長が都合で常任委員会審査に加わらない場合でも、議場に在席する場合は、常任委員長が報告するものとする。

2 常任委員長報告は、常任委員長が行うものとし、常任委員長不在のときは副常任委員長、いずれも不在のときは所属する常任委員会の年長委員が行うものとする。

3 議員は、会議における常任委員会調査報告の常任委員長報告に対し、質疑を行うものとする。

4 議員は、自己の所属する常任委員会の委員長報告について、質疑を行わないものとする。

第6章 発言

(議席での発言)

第60条 規則第50条ただし書に規定する特に議長が許可する場合は、次の発言のときとする。

- (1) 質疑
- (2) 自由討議
- (3) 議事進行に関する発言
(相手方の呼称)

第61条 議場内での相手方を呼称する場合は、町長、副町長、〇〇課長、〇〇議員等とする。

(発言の内容)

第62条 発言は、抽象的又は評論的にならないように努めなければならない。

2 質疑は、調査及び研究を深め、論点及び争点を明確にするものとする。

(関連質疑)

第63条 関連質疑は、認めないものとする。

(答弁)

第64条 質問又は質疑(次条において「質問等」という。)に対する答弁で、執行機関が直ちに答弁できないものについては、会期中に回答させることができる。

(反問)

第64条の2 条例第20条の3及び規則第53条の2に規定する反問の方法等は、次のとおりとする。

- (1) 反問の申出は、質問等を行う者(次号において「質問者」という。)の質問等が終わり、答弁を行う者がその答弁を始める前に、「反問します」と挙手し、議長又は特別委員会の委員長に発言の許可を受けてから行うものとする。
- (2) 質問者は、反問に対して誠実に答弁するものとする。
- (3) 反問は、1人の質問者について原則1回とする。
- (4) 議長又は特別委員会の委員長は、反問の内容が議論の進行を阻害するおそれがあるものと認めるときは、許可を取り消し、又は発言を禁止することができる。

(討論の方法)

第65条 規則第52条に規定する討論の方法は、次の順序によるものとする。

- (1) 委員会に付託せず議員修正案のない場合は、原案反対者、原案賛成者の順序による。
- (2) 委員会に付託せず議員修正案がある場合は、原案賛成者、原案及び修正案反対者、修正案賛成者の順序による。
- (3) 委員長報告が原案可決の場合は、原案反対者、原案賛成者の順序による。
- (4) 委員長報告が修正又は否決の場合は、原案賛成者、原案及び修正案反対者の順序による。

2 次の議決については、討論を用いないものとする。

- (1) 会期決定の議決
- (2) 会期延長の議決
- (3) 休会の議決
- (4) 休会の日の開議の議決
- (5) 事件の撤回又は訂正の承認

(6) 議決事件の字句及び数字等の整理を議長に委任する議決

(7) 選挙に関する質疑の議決

(8) 発言取消しの許可

(9) 請願の委員会付託又は省略の議決

(10) 規則の疑義の決定

(一般質問の通告)

第66条 規則第61条第2項に規定する議長が定める一般質問の通告期限は、議会の招集の前に開催される議会運営委員会開催日の3日前までとする。ただし、休日を除くものとする。

(通告書の内容)

第67条 通告書の内容は、次のとおりとする。

(1) 質問項目及び質問の要旨

(2) 特に資料を必要とする場合は、その内容及び名称

(質問の順序)

第68条 一般質問の順序は、通告順による。

(一般質問の関連質問)

第69条 一般質問に対する関連質問は、許可しない。

(一般質問の執行機関への通知)

第70条 議長は、議員から通告のあった質問の要旨等について、あらかじめ文書で執行機関に通知するものとする。

(一般質問の方式及び時間)

第71条 一般質問は、一問一答方式とし、質問時間は、答弁を含め1時間以内とする。

(一般質問席)

第72条 一般質問席は、執行機関席と対面する場所に設けるものとする。

(一般質問の内容)

第73条 一般質問は、その趣旨に反しないように慎重を期するとともに、当該地方公共団体の権限外にわたるような適切を欠く質問は、しないものとする。

第74条 単なる法の解釈、資料のみの要求及び陳情的な質問は、避けるものとする。

(方法)

第75条 発言するときは、次の手順による。

(1) 議長を呼ぶ。

(2) 議長が〇〇議員と指名する。

第7章 委員会

(委員会の開閉時間等)

第76条 委員会の開閉時間等は、規則の例による。

(委員の選任)

第77条 条例第8条第5項に規定する後任者の選任は、あらかじめ全員協議会において調整の上、議会運営委員会で協議するものとする。

第78条 議長は、特別委員にならないものとする。

第79条 議会選出の監査委員は、決算に係る特別委員会の委員にならないものとする。

第80条 削除

(委員長及び副委員長会議)

第81条 議長は、必要に応じ、各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長及び副委員長会議を招集し、協議することができる。

第82条 予算特別委員会及び決算特別委員会での委員の質疑は、質問席で行うものとする。
(執行機関の出席)

第82条の2 常任委員会は、調査事件の審査又は調査のため、常任委員会に所管外の執行機関の出席を求めることができる。

第8章 議会運営委員会

(議会運営委員会の招集)

第83条 議会運営委員会の招集は、条例第14条の規定によるほか、議長の要請があったときも、議会運営委員会を招集するものとする。

2 定例会の議会運営委員会は、本会議開催の7日前に開催するものとする。

(会議の報告)

第84条 議会運営委員会の調査及び協議決定事項については、必要に応じて議会運営委員会委員長が議会においてその結果を報告するものとする。

(協議結果の遵守)

第85条 議会運営委員会の協議結果については、議員は、これを遵守するものとする。

(会議の検証)

第86条 議会運営委員会は、本会議終了後、当該議会運営全般について問題点、課題等を検討し、次回からの議会運営に資することとする。

第9章 全員協議会

(会議)

第87条 議長は、全員協議会(以下この章において「協議会」という。)の会議を整理し、秩序を保持する。

2 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

3 議長及び副議長ともに事故があるとき又は欠けたときは、年長の議員が議長の職務を行う。

4 協議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ会議を開くことができない。

(傍聴の取扱い)

第88条 協議会は、議長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(出席説明の要求)

第89条 議長は、協議又は調整のため必要があると認めるときは、町長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため協議会への出席を求めることができる。

(記録)

第89条の2 議長は、職員に会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

第10章 表決

(表決の方法)

第90条 表決は、規則第81条の規定によるほか、挙手で行うこともできるものとする。

2 軽易な事件又は問題が明瞭なもの若しくは全会一致が予想される事件については、簡易表決(規則第87条に規定する簡易表決をいう。以下同じ。)によるものとする。ただし、1人でも異議があるときは、起立又は挙手により表決を採る。

(表決の順序)

第91条 委員会の報告が可決の場合の採決の方法は、委員長報告のとおり決するか否かを採決し、委員会の報告が否決の場合の採決は、原案について採決するものとする。

2 委員長報告が修正の場合又は議員からの修正案が提出されたときは、まず修正案を採決した後、修正議決した部分を除く原案について採決する。

(採決)

第92条 一括議題とした議案等は、1件ごとに採決するものとする。ただし、それらのすべての議案等に異議がないと認められる場合は、一括して起立による採決又は簡易採決をすることができる。

第11章 氏名公表

(表決の氏名公表)

第93条 議員個々の政治的姿勢を明らかにするために、一部案件について賛否を表明した議員の氏名を公表するものとする。

(氏名の公表手段)

第94条 前条の規定による氏名の公表は、庄内町議会広報紙及び庄内町議会ホームページに掲載して行うものとする。

(氏名を公表する案件)

第95条 第93条の規定により氏名を公表する案件は、次のとおりとする。

- (1) 特別多数議決を要する案件
- (2) 住民による直接請求に関する議決
- (3) 公表の意義に合致し、公表した方が住民の利益に資すると議会運営委員会で決定した案件

(氏名の公表の告知)

第96条 議長は、前条の案件を上程するときに当該案件に係る賛否を表明した議員の氏名を公表する旨を告知しなければならない。

(公表事項)

第97条 第93条の規定による公表は、案件に賛成した議員及び反対した議員の氏名のほか、採決を棄権した議員及び欠席した議員の氏名も公表するものとする。この場合において、欠席した議員については、欠席理由も併せて公表するものとする。

第12章 請願(陳情)

(請願書)

第98条 請願書は、1請願につき1件とする。

(請願書の取扱い)

第99条 請願書は、議会運営委員会開催日の前日までに受理したものを直後の定例会で議題とする。

(紹介議員)

第100条 議長は、請願の紹介議員にならないものとする。

- 2 請願の付託先となる常任委員会の委員長は、当該請願の紹介議員にならないものとする。
- 3 請願の付託先となる常任委員会から当該請願の紹介議員となることができる委員数の上限は、1人とする。

(請願書の説明)

第101条 請願を所管の常任委員会に付託する場合は本会議において紹介議員(紹介議員が2人以上のときは、代表者)が請願の趣旨を説明するものとする。

(請願審査した結果の通知)

第102条 請願を審査した結果は、文書で請願者に通知するものとする。

(請願の処理及び結果)

第103条 議会で採択した請願について、規則第94条第3項の規定により執行機関にその請願の処理及び結果の報告を求めた場合の報告書は、定例会の際、議場で議員に配布するものとする。

(陳情書の処理)

第103条の2 陳情書又はこれに類するもので、議長が必要と認めるものは、請願書の例により処理し、請願書の例により処理する必要がないと認めるものについては、議会運営委員会に諮って、その写し又はその要旨を印刷し、議員に配布するものとする。

第13章 規律

(議会の品位の尊重)

第104条 規則第102条の規定によるほか、議員は、議場において礼儀を守り、お互いの立場を尊重し合うものとする。

第105条 会議中における電話及び面会人の取次ぎ又は呼出しについては、事務局職員においてその用件を聞き、緊急なものについては、議長の許可を得てすることができるものとする。

第14章 会議録

(会議録署名議員)

第106条 規則第127条の規定による会議録署名議員の指名は、議席番号順に初日に指名し、欠席者があるときは、次の番号の議員を指名するものとする。

(会議録の作成)

第107条 会議録の作成は、全文記録とする。

2 委員会の記録は、要点及び結果にとどめるものとする。

3 協議会の記録は、全文記録とする。

(電磁的記録の貸出)

第108条 会議の電磁的記録の貸出しは、一切認めないものとする。

第15章 町民に開かれた議会

(議事日程予定等の事前公開)

第109条 議事日程予定及び付議事件名並びに一般質問の内容を議会開催前に町民にあらかじめ公開するものとする。ただし、臨時会においてはこれらの公開を省略することができるものとする。

(会議等の映像配信)

第110条 会議並びに予算及び決算特別委員会は、インターネット等で視聴できるよう映像配信するものとする。

2 前項の規定により配信する映像は、録画でも視聴できるものとする。

3 録画映像の保存年限は、4年とする。

(議会広報紙の発行)

第111条 庄内町議会広報紙「こんにちは庄内町議会です」を、各定例会の終了後おおむね30日以内又は必要に応じて発行する。

(町民と語る会)

第111条の2 議長は、議会の活動状況、課題への取組状況等について説明責任を果たすとともに、議会活動に対する意見、町政に対する提言等を聴き、町民に開かれた議会及び積極的な町民参加を推進するため、町民と語る会を開催するものとする。

2 前項の町民と語る会は、庄内町行政区長設置規則(平成17年庄内町規則第9号)別表に掲げる行政区長設置の区域ごとに毎年1回開催するものとする。

(その他)

第112条 議会は、前3条に規定する事項のほか、町民に開かれた議会について常に取り組むものとする。

第16章 傍聴

(傍聴人の受付)

第113条 庄内町議会傍聴規則(平成17年庄内町議会規則第1号)第4条に規定する所定の場

所は、議会事務局内とする。

2 歩行が困難な者等でイス式階段昇降機を使用する傍聴人及びその付添人は、前項の規定にかかわらず、議長が定める場所で傍聴の手続をすることができるものとする。

3 議長は、前項の規定の受付ができることの周知を傍聴人に図るため、事務局に所要の措置を講じさせるものとする。

(傍聴人の環境整備)

第114条 議長は、耳の不自由な傍聴者からの要求に応じ、ワイヤレス受信機の貸出しを行う。

2 議長は、歩行が困難な者の傍聴を確保するため、イス式階段昇降機の利用を図る。

3 議長は、傍聴者の要請に応じ、要約筆記者の配置に努めなければならない。

4 議長は、傍聴者が審議内容を理解しやすくするため、閲覧用の議案等を配置するものとする。

5 議長は、インターネットで配信するホームページは、最新の情報を提供するように努めなければならない。

第17章 慶弔

(表彰の報告又は伝達)

第115条 議員が永年在職議員として全国町村議会議長会及び山形県町村議会議長会表彰を受賞したときは、次の会議において議長が報告し、表彰状等を伝達するものとする。

2 議員が叙勲を受章したときは、次の会議において議長が報告するものとする。

(表彰)

第116条 議長は、議会運営に対し功労のある者を、全員協議会に諮り、会議において表彰することができる。

(追悼の言葉)

第117条 議員が死亡したときは、議会は、追悼の言葉を述べるものとする。

第18章 その他

(議員個人による調査)

第118条 執行部職員から調査のため資料を要求しようとするとき又は、議案の内容及び他団体との比較等の資料を求めようとするときは、軽易なものを除き、事務局を通して行うよう努めるものとする。

(議長代理の順位)

第119条 議長が各種会議その他に出席する場合の議長の代理の順序は、副議長、関係正副委員長の順とする。

(会派)

第120条 会派を結成したときは、その代表者は、会派の名称、代表者の氏名、所属議員数及び氏名を文書で議長に届け出なければならない。その届出事項に異動が生じたときも、同様とする。

2 会派は、複数の議員で構成しなければならない。

(組合議会議員等の任務)

第121条 山形県後期高齢者医療広域連合、庄内広域行政組合及び酒田地区広域行政組合の議員は、全員協議会で議会の概要を報告するものとする。

(提出等の時間)

第122条 規則第14条第2項及び第3項の規定による提出並びに規則第61条第2項の規定による通告は、町の機関の執務時間内にしなければならない。

(災害時の行動指針)

第123条 議員は、震度5以上の地震その他大規模な災害が発生したときは、原則として居

住地周辺の被害状況等を把握し、速やかに議事堂に参集するものとする。

- 2 議長は、被害状況等の把握に努めるとともに、必要に応じて全員協議会等を開催し、災害に対する議会としての対応を協議するものとする。

第19章 補則

(改正)

第124条 この庄内町議会運営規程の改正に当たっては、その都度議会運営委員会の議を経て、全員協議会に諮って決める。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日議会訓令第1号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月2日議会訓令第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年8月23日議会訓令第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年9月22日議会訓令第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月7日議会訓令第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月8日議会訓令第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月19日議会訓令第2号)

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第80条の改正規定は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙後に、初めて招集される庄内町議会の招集の日から施行する。

附 則(平成27年3月17日議会訓令第1号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第89条の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この規程による改正後の庄内町議会運営規程第89条の規定は適用せず、改正前の庄内町議会運営規程第89条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成28年3月15日議会訓令第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

	議長	局長	書記
年 月 日			
庄内町議会議長 宛			
庄内町議会議員			印
会議欠席(遅刻・早退)届			
下記のように、欠席(遅刻・早退)するので届け出ます。			
記			
1 理由			
2 期間			
(欠席)	年	月	日から 年 月 日まで、 日間
(遅刻)	年	月	日 開議時刻から 分
(早退)	年	月	日 午前・午後 時 分

様式第2号（第7条関係）

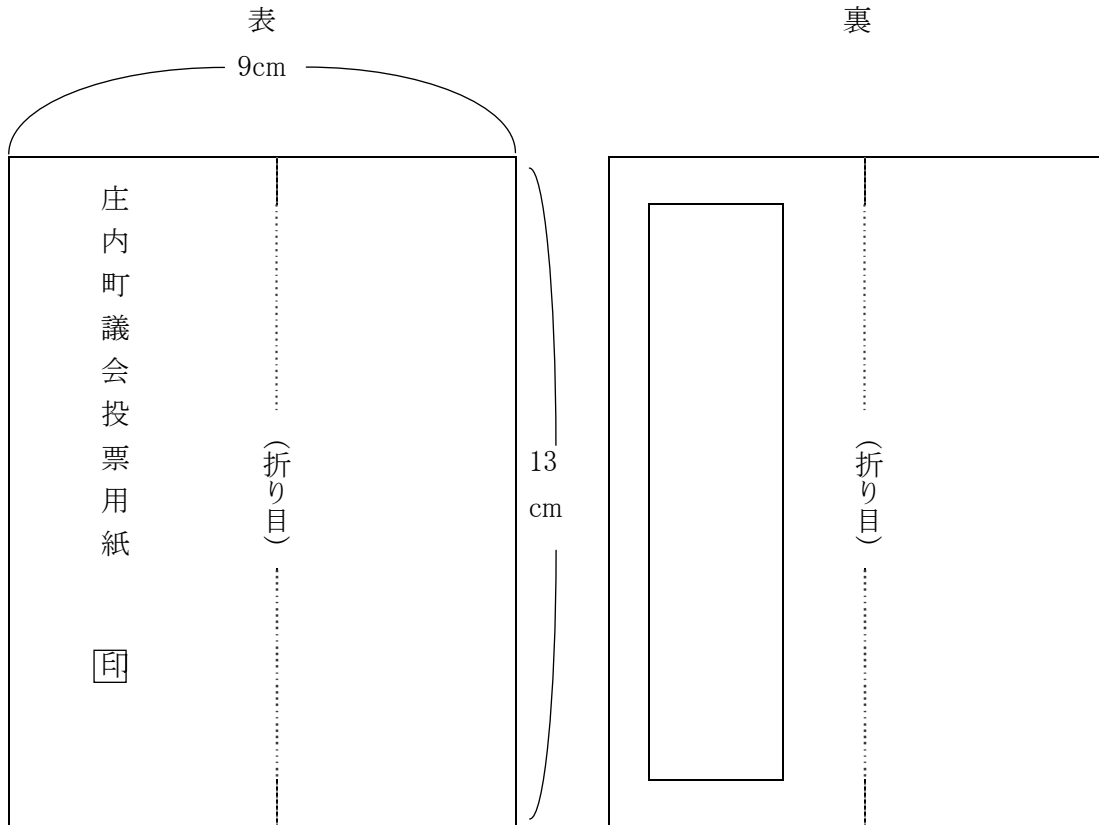
	議長	局長	書記
年 月 日			
庄内町議会議長 宛			
庄内町議会議員			印
不在届			
下記のように、不在となるので届出ます。			
記			
1 理由			
2 期間			
	年	月	日から 年 月 日まで、 日間

○庄内町議会投票用紙規程

平成17年7月7日

議会訓令第1号

庄内町議会会議規則（平成17年庄内町議会規則第2号）第29条第1項の規定による投票用紙の様式を次のとおり定める。



備考 投票用紙に押す印は、「山形県東田川郡庄内町議会之印」とする。

附 則

この規程は、平成17年7月7日から施行する。

○庄内町議会傍聴規則

平成17年7月7日

議会規則第1号

改正 平成28年3月15日議会規則第1号

(この規則の目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定により、傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の定員は、50人とする。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴券)

第5条 議長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず傍聴券を交付することができる。

2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

5 傍聴人が入場しようとするときは、所定の入口で傍聴券を提示しなければならない。

6 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

7 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(議場への入場禁止)

第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者

(3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。

ただし、第9条の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者

(7) 酒気を帯びていると認められる者

(8) 異様な服装をしている者

【庄内町議会傍聴規則】

- (9) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
 - 3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。
 - 4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (8) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、平成17年7月7日から施行する。

附 則(平成28年3月15日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

○庄内町議会事務局設置条例

平成17年7月7日

条例第165号

(事務局の設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定により、庄内町議会に事務局を置く。

(事務局の職員)

第2条 事務局に、事務局長、事務局次長、書記及び必要な職員を置く。

(職員の定数)

第3条 常勤職員の定数は、庄内町職員定数条例（平成17年庄内町条例第32号）による。

附 則

この条例は、平成17年7月7日から施行する。

○庄内町議会事務局処務規程

平成17年7月7日

議会訓令第2号

改正 平成20年12月24日議会訓令第2号

(目的)

第1条 この規程は、庄内町議会事務局（以下「事務局」という。）の処務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌の事務)

第2条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 庶務に関すること。

- イ 議員名簿の作成に関すること。
- ロ 文書、物件の收受、発送、保管に関すること。
- ハ 公印の保管に関すること。
- ニ 議員の出欠（出勤簿の作成、保管、欠席届の受理）に関すること。
- ホ 議員の議員報酬、費用弁償に関すること。
- ヘ 議会費の予算要求に関すること。
- ト 儀式、交際に関すること。
- チ 慶弔（議員共済を含む。）に関すること。
- リ 議会の公報資料に関すること。
- ヌ 図書室の整備、管理に関すること。
- ル 議長会に関すること。
- ヲ 職員の任免、給与、賞罰及び身分に関すること。
- ワ 職員の服務、規律及び厚生に関すること。

(2) 議事に関すること。

- イ 議事日程及び諸般の報告に関すること。
- ロ 議案、請願、陳情の收受、配布、送付に関すること。
- ハ 議会の本会議の議事に関すること。
- ニ 議会における選挙に関すること。
- ホ 会議次第、記録に関すること。
- ヘ 会議録の調整、保管に関すること。
- ト 議会の傍聴人に関すること。
- チ 議場その他関係室の管理取締りに関すること。
- リ 委員会に関すること。
- ヌ 公聴会に関すること。

(3) 調査に関すること。

- イ 条例、規則の制定、改廃に関すること。
- ロ 議会関係諸規程の制定、改廃に関すること。
- ハ 請願、陳情及び建議、意見書に関すること。
- ニ 各議案審議に必要な資料の収集に関すること。
- ホ 事業、事務の調査、検査に関すること。

- へ 統計資料の作成に関すること。
- ト 各種行政に関する世論情報の収集整理に関すること。
- チ 各種法規の調査、研究に関すること。

(事務の分掌)

第3条 職員の事務の分掌は、議長に経伺のうえ、事務局長がこれを定める。

(事務の決裁)

第4条 議会の事務は、議長が決裁する。

(事務局長の専決事項)

第5条 次に掲げる事項は、事務局長において専決することができる。ただし、異例に属する事項及び特に必要と認める事項は、議長の指揮を受けなければならない。

- (1) 所属職員の進退、賞罰及び諸給与に関すること。
- (2) 職員の出張、休暇、欠勤、早退及び忌引許可に関すること。
- (3) 各種統計資料の収集に関すること。
- (4) 職員の時間外勤務命令に関すること。
- (5) 議案、その他の印刷に関すること。
- (6) その他輕易なる申請、照会、回答及び通知に関すること。

(文書の保存期限)

第6条 文書の保存年限は、永年、10年、5年、3年、1年の5種類に区分をし、その分類は文書分類表（別表）による。

(規程の準用)

第7条 この規程に定めるもののほか、事務処理について必要な事項は、庄内町の諸規程を準用する。

附 則

この規程は、平成17年7月7日から施行する。

附 則（平成20年12月24日議会訓令第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

文書分類表

永年	10年	5年	3年	1年
公印台帳 議員共済会会員 台帳 表彰関係綴 職員人事関係綴 備品整理簿 議会図書台帳 事務引継書 会議規則規程 関係公布簿 議員名簿 議員履歴書綴 議会付議名簿 議決書綴 会議録綴 議会広報 個人情報保護関 係綴	契約書綴 請願、陳情、意見 書綴 議事関係綴	予算差引簿 議長会関係綴 議員共済会関係 綴 議員互助会関係 綴 議員報酬・費用弁 償支払簿 監査関係綴 期成同盟会関係 綴 会派結成届 議員研修視察綴 委員会記録綴 議会運営委員会 綴 協議会関係綴	文書収発簿 諸調査綴	庶務関係綴 議員（委員）出席 簿 傍聴人受付簿 その他の文書

○庄内町議会公印規則

平成17年7月7日
議会規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、庄内町議会の公印について必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の種類等)

第2条 公印の種類、ひな形、書体、形状、寸法は、別表第1のとおりとする。

(公印の管理)

第3条 公印の管理は、事務局長（以下「管理者」という。）が行う。

2 公印は、常に確実に管理しなければならない。

3 公印は、管理者の承認を受けた場合のほか、所定の保管場所以外に持ち出してはならない。

4 公印の管理者は、公印の盗難、紛失、偽造等の事故があったときは、ただちにその旨を議長に届けなければならない。

5 公印の管理者は、別表第2の公印台帳を備え、公印の新調、改刻、廃止その他必要な事項を記載しなければならない。

(公印の新調及び改刻等)

第4条 公印の保管者は、公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、議長の承認を受けなければならない。

(公印の使用)

第5条 公印を使用しようとする者は、決裁済の起案書又はこれに代わるべき書類に、押印すべき文書を添えて管理者に提示し、審査を受けた後押印するものとする。

附 則

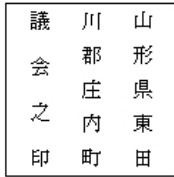
この規則は、平成17年7月7日から施行する。

別表第1（第2条関係）

公印の種類	ひな形	書体	形状	寸法（ミリメートル）
議会印	別図1	てん書	正方形	方21ミリメートル
議長印	別図2	てん書	正方形	方18ミリメートル
議会運営委員長印	別図3	てん書	正方形	方18ミリメートル
常任委員長印	別図4	てん書	正方形	方18ミリメートル
特別委員長印	別図5	てん書	正方形	方18ミリメートル
事務局長印	別図6	てん書	正方形	方18ミリメートル

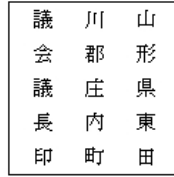
別図1

議会印



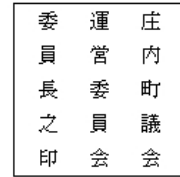
別図2

議長印



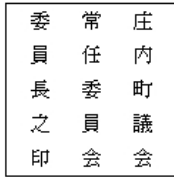
別図3

議会運営委員長印



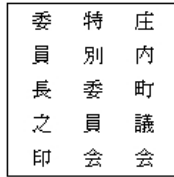
別図4

常任委員長印



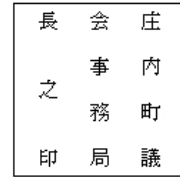
別図5

特別委員長印



別図6

事務局長印



別表第2 (第3条関係)

公 印 台 帳

議長認印	事務局長	名称	使用開始 年 月 日	年 月 日	大 き さ
印			調整先		
			廃止年月日 事由	年 月 日	
影		備考			

○庄内町議会を実施機関とする個人情報保護に関する規則

平成17年7月7日

議会規則第3号

庄内町議会が取り扱う個人情報に係る庄内町個人情報保護条例（平成17年庄内町条例第12号）の施行については、庄内町個人情報保護条例施行規則（平成17年庄内町規則第17号）の例による。

附 則

この規則は、平成17年7月7日から施行する。

○庄内町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

平成17年7月1日

条例第52号

(趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格、700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

○庄内町議会の議決すべき事件以外の契約の透明性を高めるための条例

平成17年7月1日

条例第74号

改正 平成20年 7月11日条例第40号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第98条第1項の規定による議会の検査の充実を図り、議会の議決すべき事件以外の契約の透明性を高めることにより、契約事務の適正な執行に資することを目的とする。

(議決事件以外の契約)

第2条 町長は、町が締結する次に掲げる契約について、契約の名称、履行の場所、契約の金額、予定価格、契約の方法、契約の相手方の住所及び氏名、契約締結の年月日、契約の期間等を次の会議において、これを議会に報告するものとする。

(1) 予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約

(2) 地方公営企業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約

2 町長は、前項第2号に掲げる契約については、地方公営企業の管理者からの報告に基づき、同項の規定による報告を行うものとする。

(議会の措置)

第3条 議会は、前条の規定に基づく報告について、質疑及び意見を述べることができる。

2 町長は、前項の意見が述べられたときには、その権限の範囲内において、当該意見を尊重するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成20年7月11日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

○町長が専決処分することのできる事項の指定について

平成17年7月8日

議会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、町長において専決処分することができるものとする。

- 1 町がその当事者である和解及び調停で、1件の金額が30万円以下の損害賠償請求事件に係るもの。
- 2 法律上その義務に属する損害賠償の額を1件につき30万円以下で定めること。

（昭和二十二年四月十七日）

（法律第六十七号）

第一次吉田内閣

改正（最終）平成二七年九月四日同第六三号

第六章 議会

第一節 組織

第八十九条 普通地方公共団体に議会を置く。

第九十条 都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。

- ② 前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。
- ③ 第六条の二第一項の規定による処分により、著しく人口の増加があつた都道府県においては、前項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増加することができる。
- ④ 第六条の二第一項の規定により都道府県の設置をしようとする場合において、その区域の全部が当該新たに設置される都道府県の区域の一部となる都道府県（以下本条において「設置関係都道府県」という。）は、その協議により、あらかじめ、新たに設置される都道府県の議会の議員の定数を定めなければならない。
- ⑤ 前項の規定により新たに設置される都道府県の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係都道府県は、直ちに当該定数を告示しなければならない。
- ⑥ 前項の規定により告示された新たに設置される都道府県の議会の議員の定数は、第一項の規定に基づく当該都道府県の条例により定められたものとみなす。
- ⑦ 第四項の協議については、設置関係都道府県の議会の議決を経なければならない。

（昭二五法一〇一・昭二七法三〇六・昭四四法二・昭五二法四六・平一一法八七・平一六法五七・平二三法三五・一部改正）

第九十一条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

- ② 前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。
- ③ 第七条第一項又は第三項の規定による処分により、著しく人口の増減があつた市町村においては、前項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。
- ④ 前項の規定により議員の任期中にその定数を減少した場合において当該市町村の議会の議員の職に在る者の数とその減少した定数を超過しているときは、当該議員の任期中は、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに応じて、その定数は、当該定数に至るまで減少するものとする。
- ⑤ 第七条第一項又は第三項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が二以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市

町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

- ⑥ 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。
- ⑦ 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第一項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。
- ⑧ 第五項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

(昭二二法一六九・昭二五法一〇一・昭二七法三〇六・平一一法八七・平一六法五七・平二三法三五・一部改正)

第九十二条 普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

- ② 普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）と兼ねることができない。

(昭二三法一七九・昭二五法一〇一・昭二六法二〇三・平一一法一〇七・平一六法八五・一部改正)

第九十二条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

(昭三一法一四七・追加、平一一法八七・平一四法四五・一部改正)

第九十三条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、四年とする。

- ② 前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法第二百五十八条及び第二百六十条の定めるところによる。

(昭二五法一〇一・昭三〇法四・昭三六法二三五・一部改正)

第九十四条 町村は、条例で、第八十九条の規定にかかわらず、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる。

第九十五条 前条の規定による町村総会に関しては、町村の議会に関する規定を準用する。

第二節 権限

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
- 二 予算を定めること。
- 三 決算を認定すること。
- 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段

として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

七 不動産を信託すること。

八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。

十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。

十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第二百五条の二、第九十二条及び第九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第二百五条の二、第九十二条及び第九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。

十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

- ② 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

（昭二二法一六九・昭二三法一七九・昭二七法三〇六・昭三一法一四七・昭三七法一六一・昭三八法九九・昭六一法七五・平一一法八七・平一六法八四・平一八法五三・平二三法三五・一部改正）

第九十七条 普通地方公共団体の議会は、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する選挙を行わなければならない。

- ② 議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。

（昭二二法一六九・昭二七法三〇六・昭三八法九九・一部改正）

第九十八条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員

会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

- ② 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第百九十九条第二項後段の規定を準用する。

（昭二五法一四三・昭二七法三〇六・平三法二四・平一一法八七・平一六法一四〇・一部改正）

第九十九条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。

（昭二五法一四三・昭二七法三〇六・平一一法八七・平一二法八九・一部改正）

第一百条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

- ② 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、前項後段の規定により議会在当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。
- ③ 第一項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。
- ④ 議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を説明しなければならない。
- ⑤ 議会が前項の規定による説明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。
- ⑥ 当該官公署が前項の規定による要求を受けた日から二十日以内に声明をしないときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録の提出をしなければならない。
- ⑦ 第二項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の禁錮に処する。
- ⑧ 前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。

- ⑨ 議会は、選挙人その他の関係人が、第三項又は第七項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。
- ⑩ 議会が第一項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。
- ⑪ 議会は、第一項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。
- ⑫ 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。
- ⑬ 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。
- ⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- ⑮ 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- ⑯ 議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。
- ⑰ 政府は、都道府県の議会に官報及び政府の刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に関係があると認める政府の刊行物を送付しなければならない。
- ⑱ 都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村の議会及び他の都道府県の議会に、公報及び適当と認める刊行物を送付しなければならない。
- ⑲ 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。
- ⑳ 前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。

(昭二二法一六九・昭三六法二三五・平六法四八・平一一法八七・平一二法八九・平一四法四・平一六法一四〇・平二〇法六九・平二四法七二・一部改正)

第百条の二 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

(平一八法五三・追加)

第三節 招集及び会期

第百一条 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。

- ② 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

- ③ 議員の定数の四分の一以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。
- ④ 前二項の規定による請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、請求のあつた日から二十日以内に臨時会を招集しなければならない。
- ⑤ 第二項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、臨時会を招集することができる。
- ⑥ 第三項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、第三項の規定による請求をした者の申出に基づき、当該申出のあつた日から、都道府県及び市にあつては十日以内、町村にあつては六日以内に臨時会を招集しなければならない。
- ⑦ 招集は、開会の日前、都道府県及び市にあつては七日、町村にあつては三日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(平一八法五三・平二四法七二・一部改正)

第百二条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

- ② 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。
- ③ 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。
- ④ 臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長があらかじめこれを告示しなければならない。
- ⑤ 前条第五項又は第六項の場合においては、前項の規定にかかわらず、議長が、同条第二項又は第三項の規定による請求において示された会議に付議すべき事件を臨時会に付議すべき事件として、あらかじめ告示しなければならない。
- ⑥ 臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、前三項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。
- ⑦ 普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。

(昭二七法三〇六・昭三一法一四七・平一六法五七・平一八法五三・平二四法七二・一部改正)

第百二条の二 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。

- ② 前項の議会は、第四項の規定により招集しなければならないものとされる場合を除き、前項の条例で定める日の到来をもつて、普通地方公共団体の長が当該日にこれを招集したものとみなす。
- ③ 第一項の会期中において、議員の任期が満了したとき、議会が解散されたとき又は議員が全てなくなつたときは、同項の規定にかかわらず、その任期満了の日、その解散の日又はその議員が全てなくなつた日をもつて、会期は終了するものとする。
- ④ 前項の規定により会期が終了した場合には、普通地方公共団体の長は、同項に規定する事由により行われた一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から三十日以内に議会を招集しなければならない。この場合においては、その招集の日から同日後の最

初の第一項の条例で定める日の前日までを会期とするものとする。

- ⑤ 第三項の規定は、前項後段に規定する会期について準用する。
- ⑥ 第一項の議会は、条例で、定期的に会議を開く日（以下「定例日」という。）を定めなければならない。
- ⑦ 普通地方公共団体の長は、第一項の議会の議長に対し、会議に付議すべき事件を示して定例日以外の日において会議を開くことを請求することができる。この場合において、議長は、当該請求のあつた日から、都道府県及び市にあつては七日以内、町村にあつては三日以内に会議を開かなければならない。
- ⑧ 第一項の場合における第七十四条第三項、第二百二十一条第一項、第二百四十三条の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の三十九第四項の規定の適用については、第七十四条第三項中「二十日以内に議会を招集し、」とあるのは「二十日以内に」と、第二百二十一条第一項中「議会の審議」とあるのは「定例日に開かれる会議の審議又は議案の審議」と、第二百四十三条の三第二項及び第三項中「次の議会」とあるのは「次の定例日に開かれる会議」と、第二百五十二条の三十九第四項中「二十日以内に議会を招集し」とあるのは「二十日以内に」とする。

（平二四法七二・追加）

第四節 議長及び副議長

第百三条 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長一人を選挙しなければならない。

- ② 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

第百四条 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

（昭二二法一六九・一部改正）

第百五条 普通地方公共団体の議会の議長は、委員会に出席し、発言することができる。

第百五条の二 普通地方公共団体の議会又は議長の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、議長が当該普通地方公共団体を代表する。

（平一六法八四・追加）

第百六条 普通地方公共団体の議会の議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

- ② 議長及び副議長とともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。

- ③ 議会は、仮議長の選任を議長に委任することができる。

（昭二二法一六九・一部改正）

第百七条 第百三条第一項及び前条第二項の規定による選挙を行う場合において、議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う。

第百八条 普通地方公共団体の議会の議長及び副議長は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、副議長は、議会の閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

第五節 委員会

第百九条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

- ② 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。
- ③ 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。
 - 一 議会の運営に関する事項
 - 二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - 三 議長の諮問に関する事項
- ④ 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。
- ⑤ 第百十五条の二の規定は、委員会について準用する。
- ⑥ 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。
- ⑦ 前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。
- ⑧ 委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。
- ⑨ 前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。

(平二四法七二・全改)

第百十条及び第百十一条 削除

(平二四法七二)

第六節 会議

第百十二条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

- ② 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。
- ③ 第一項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

(昭三一法一四七・昭三八法九九・平一一法八七・一部改正)

第百十三条 普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。但し、第百十七条の規定による除斥のため半数に達しないとき、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、又は招集に応じても出席議員が定数を欠き議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなつたときは、この限りでない。

(昭二二法一六九・一部改正)

第百十四条 普通地方公共団体の議会の議員の定数の半数以上の者から請求があるときは、議長は、その日の会議を開かなければならない。この場合において議長がなお会議を開かないときは、第百六条第一項又は第二項の例による。

- ② 前項の規定により会議を開いたとき、又は議員中に異議があるときは、議長は、会議の議決によらない限り、その日の会議を閉じ又は中止することができない。

第百十五条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

② 前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

第百十五条の二 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

② 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

(平二四法七二・追加)

第百十五条の三 普通地方公共団体の議会が議案に対する修正の動議を議題とするに当たっては、議員の定数の十二分の一以上の者の発議によらなければならない。

(昭三一法一四七・追加、平一一法八七・一部改正、平二四法七二・旧第百十五条の二繰下)

第百十六条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

② 前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。

第百十七条 普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

(昭三一法一四七・一部改正)

第百十八条 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体の議会において行う選挙については、公職選挙法第四十六条第一項及び第四項、第四十七条、第四十八条、第六十八条第一項並びに普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第九十五条の規定を準用する。その投票の効力に関し異議があるときは、議会がこれを決定する。

② 議会は、議員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推選の方法を用いることができる。

③ 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人を以て当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、議員の全員の同意があつた者を以て当選人とする。

④ 一の選挙を以て二人以上を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

⑤ 第一項の規定による決定に不服がある者は、決定があつた日から二十一日以内に、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に審査を申し立て、その裁決に不服がある者は、裁決のあつた日から二十一日以内に裁判所に出訴することができる。

⑥ 第一項の規定による決定は、文書を以てし、その理由を附けてこれを本人に交付しなければならない。

(昭二五法一〇一・昭二五法一四三・昭二七法三〇六・昭三〇法四・昭三一法一四七・昭三五法一一三・昭三七法一六一・昭五七法八一・平六法二・平七法一三五・平一一法一六〇・平一四法四・一部改正)

第百十九条 会期中に議決に至らなかつた事件は、後会に継続しない。

第百二十条 普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。

第百二十一条 普通地方公共団体の長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。ただし、出席すべき日時に議場に出席できないことについて正当な理由がある場合において、その旨を議長に届け出たときは、この限りでない。

② 第百二条の二第一項の議会の議長は、前項本文の規定により議場への出席を求めるに当たっては、普通地方公共団体の執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

(昭二二法一九六・昭二三法一七〇・昭二三法一七九・昭二五法一四三・昭二七法三〇六・昭三一法一四七・昭三一法一六三・平一一法八七・平一六法一四〇・平一八法五三・平二四法七二・平二六法七六・一部改正)

第百二十二条 普通地方公共団体の長は、議会に、第二百十一条第二項に規定する予算に関する説明書その他当該普通地方公共団体の事務に関する説明書を提出しなければならない。

(昭三一法一四七・昭三八法九九・一部改正)

第百二十三条 議長は、事務局長又は書記長（書記長を置かない町村においては書記）に書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第二百三十四条第五項において同じ。）により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。

② 会議録が書面をもつて作成されているときは、議長及び議会において定めた二人以上の議員がこれに署名しなければならない。

③ 会議録が電磁的記録をもつて作成されているときは、議長及び議会において定めた二人以上の議員が当該電磁的記録に総務省令で定める署名に代わる措置をとらなければならない。

④ 議長は、会議録が書面をもつて作成されているときはその写しを、会議録が電磁的記録をもつて作成されているときは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面又は当該事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）を添えて会議の結果を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。

(昭二二法一六九・昭二五法一四三・昭二七法二六二・昭三五法一一三・昭四四法二・平一八法五三・一部改正)

第七節 請願

第百二十四条 普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

第二百五十五条 普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員において措置することが適当と認めるものは、これらの者にこれを送付し、かつ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。

(昭二二法一九六・昭二三法一七〇・昭二三法一七九・昭二五法一四三・昭二七法三〇六・平一一法八七・平一六法一四〇・一部改正)

第八節 議員の辞職及び資格の決定

第二十六条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

第二十七条 普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者であるとき又は第九十二条の二（第二百八十七条の二第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は第九十二条の二の規定に該当するかどうかは、議員が公職選挙法第十一条、第十一条の二若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十八条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、議会がこれを決定する。この場合においては、出席議員の三分の二以上の多数によりこれを決定しなければならない。

- ② 都道府県の議会の議員は、住所を移したため被選挙権を失つても、その住所が同一都道府県の区域内に在るときは、そのためにその職を失うことはない。
- ③ 第一項の場合においては、議員は、第百十七条の規定にかかわらず、その会議に出席して自己の資格に関し弁明することはできるが決定に加わることができない。
- ④ 第百十八条第五項及び第六項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

(昭二五法一〇一・昭三六法二三五・平六法四・平一一法一二二・平二四法七二・一部改正)

第二十八条 普通地方公共団体の議会の議員は、公職選挙法第二百二条第一項若しくは第二百六条第一項の規定による異議の申出、同法第二百二条第二項若しくは第二百六条第二項の規定による審査の申立て、同法第二百三条第一項、第二百七条第一項、第二百十條若しくは第二百十一条の訴訟の提起に対する決定、裁決又は判決が確定するまでの間（同法第二百十條第一項の規定による訴訟を提起することができる場合において、当該訴訟が提起されなかつたとき、当該訴訟についての訴えを却下し若しくは訴状を却下する裁判が確定したとき、又は当該訴訟が取り下げられたときは、それぞれ同項に規定する出訴期間が経過するまで、当該裁判が確定するまで又は当該取り下げが行われるまでの間）は、その職を失わない。

(昭二五法一〇一・全改、昭二五法一四三・昭二七法三〇八・昭三〇法四・昭三七法一六一・昭五〇法六三・平六法二・一部改正)

第九節 紀律

第二十九条 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去

させることができる。

- ② 議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。

第百三十条 傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを当該警察官に引き渡すことができる。

- ② 傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。
③ 前二項に定めるものを除くほか、議長は、会議の傍聴に関し必要な規則を設けなければならない。

(昭二二法一九六・昭二九法一九三・平一八法五三・一部改正)

第百三十一条 議場の秩序を乱し又は会議を妨害するものがあるときは、議員は、議長の注意を喚起することができる。

第百三十二条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

(昭三一法一四七・一部改正)

第百三十三条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができる。

第十節 懲罰

第百三十四条 普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。

- ② 懲罰に関し必要な事項は、会議規則中にこれを定めなければならない。

(昭三一法一四七・一部改正)

第百三十五条 懲罰は、左の通りとする。

- 一 公開の議場における戒告
- 二 公開の議場における陳謝
- 三 一定期間の出席停止
- 四 除名

- ② 懲罰の動議を議題とするに当つては、議員の定数の八分の一以上の者の発議によらなければならない。

- ③ 第一項第四号の除名については、当該普通地方公共団体の議会の議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意がなければならない。

(昭三一法一四七・一部改正)

第百三十六条 普通地方公共団体の議会は、除名された議員で再び当選した議員を拒むことができない。

第百三十七条 普通地方公共団体の議会の議員が正当な理由がなくて招集に応じないため、又は正当な理由がなくて会議に欠席したため、議長が、特に招状を發しても、なお故なく出席しない者は、議長において、議会の議決を経て、これに懲罰を科することができる。

第十一節 議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員

(昭二五法一四三・全改、昭二六法二〇三・改称)

第百三十八条 都道府県の議会に事務局を置く。

- ② 市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。
- ③ 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。
- ④ 事務局を置かない市町村の議会に書記長、書記その他の職員を置く。ただし、町村においては、書記長を置かないことができる。
- ⑤ 事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。
- ⑥ 事務局長、書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職については、この限りでない。
- ⑦ 事務局長及び書記長は議長の命を受け、書記その他の職員は上司の指揮を受けて、議会に関する事務に従事する。
- ⑧ 事務局長、書記長、書記その他の職員に関する任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。

(昭二五法一四三・全改、昭二六法二〇三・昭二七法三〇六・昭三三法五三・平一一法一〇七・平一八法五三・平二六法三四・一部改正)

第七章 執行機関

第二節 普通地方公共団体の長

第四款 議会との関係

第百七十六条 普通地方公共団体の議会の議決について異議があるときは、当該普通地方公共団体の長は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、その議決の日（条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決については、その送付を受けた日）から十日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。

- ② 前項の規定による議会の議決が再議に付された議決と同じ議決であるときは、その議決は、確定する。
- ③ 前項の規定による議決のうち条例の制定若しくは改廃又は予算に関するものについては、出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。
- ④ 普通地方公共団体の議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行わせなければならない。
- ⑤ 前項の規定による議会の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、都道府県知事にあつては総務大臣、市町村長にあつては都道府県知事に対し、当該議決又は選挙があつた日から二十一日以内に、審査を申し立てることができる。
- ⑥ 前項の規定による申立てがあつた場合において、総務大臣又は都道府県知事は、審査の結果、議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該議決又は選挙を取り消す旨の裁定をすることができる。
- ⑦ 前項の裁定に不服があるときは、普通地方公共団体の議会又は長は、裁定のあつた日から六十日以内に、裁判所に出訴することができる。

- ⑧ 前項の訴えのうち第四項の規定による議会の議決又は選挙の取消しを求めるものは、当該議会を被告として提起しなければならない。

(昭二三法一七九・昭二五法一四三・昭三一法一四七・昭三五法一一三・昭三七法一六一・昭三八法九九・平一一法一六〇・平一六法八四・平二四法七二・一部改正)

第百七十七条 普通地方公共団体の議会において次に掲げる経費を削除し又は減額する議決をしたときは、その経費及びこれに伴う収入について、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付さなければならない。

- 一 法令により負担する経費、法律の規定に基づき当該行政庁の職権により命ずる経費その他の普通地方公共団体の義務に属する経費
- 二 非常の災害による応急若しくは復旧の施設のために必要な経費又は感染症予防のために必要な経費

- ② 前項第一号の場合において、議会の議決がなお同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、その経費及びこれに伴う収入を予算に計上してその経費を支出することができる。

- ③ 第一項第二号の場合において、議会の議決がなお同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決を不信任の議決とみなすことができる。

(平一〇法一一四・平二四法七二・一部改正)

第百七十八条 普通地方公共団体の議会において、当該普通地方公共団体の長の不信任の議決をしたときは、直ちに議長からその旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。この場合においては、普通地方公共団体の長は、その通知を受けた日から十日以内に議会を解散することができる。

- ② 議会において当該普通地方公共団体の長の不信任の議決をした場合において、前項の期間内に議会を解散しないとき、又はその解散後初めて招集された議会において再び不信任の議決があり、議長から当該普通地方公共団体の長に対しその旨の通知があつたときは、普通地方公共団体の長は、同項の期間が経過した日又は議長から通知があつた日においてその職を失う。

- ③ 前二項の規定による不信任の議決については、議員数の三分の二以上の者が出席し、第一項の場合においてはその四分の三以上の者の、前項の場合においてはその過半数の者の同意がなければならない。

(昭二五法一四三・一部改正)

第百七十九条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第百十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第六十二条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第二百五十二条の二十の二第四項の規定による第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

- ② 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。
- ③ 前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。
- ④ 前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。

(平一八法五三・平二四法七二・平二六法四二・一部改正)

第一百八十条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

- ② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

○地方自治法施行令（議会関係条文抜粋）

（昭和二十二年五月三日）

（政令第十六号）

改正（最終）平成二八年一月二九日同第二七号

第二編 普通地方公共団体

第三章 議会

（昭三八政三〇六・追加）

第二百一十一条の二 地方自治法第九十六条第一項第五号に規定する政令で定める基準は、契約の種類については、別表第三上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

② 地方自治法第九十六条第一項第八号に規定する政令で定める基準は、財産の取得又は処分の種類については、別表第四上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

（昭三八政三〇六・追加、昭六一政一八六・平一二政五五・一部改正）

第二百一十一条の三 地方自治法第九十六条第二項に規定する議会の議決すべきものとすることが適当でないものとして政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第八条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）、第十一条第四項（同法第百七十七条第三項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項（同法第十八条第二項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）及び第百八十三条において準用する場合を含む。）、第十四条第一項及び第十五条第一項（これらの規定を同法第百八十三条において準用する場合を含む。）、第十六条第四項及び第五項（これらの規定を同法第百七十八条第三項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十条（これらの規定を同法第百八十三条において準用する場合を含む。）、第二十一条第二項及び第三項（これらの規定を同法第百七十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十六条及び第二十九条第二項（これらの規定を同法第百八十三条において準用する場合を含む。）、第五十四条第六項（同法第五十八条第六項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）及び第百八十三条において準用する場合を含む。）、第五十八条第一項から第三項まで、第五十九条第一項及び第六十一条第一項（これらの規定を同法第百八十三条において準用する場合を含む。）、第六十二条第四項（同条第五項及び同法第六十九条第二項（これらの規定を同法第百八十三条において準用する場合を含む。）並びに第百八十三条において準用する場合を含む。）、第六十三条、第六十四条第一項、第六十九条第一項、第七十五条第一項及び第二項、第七十六条第二項、第七十七条第三項、第八十一条第一項及び第四項、第八十五条第一項、第八十九条第二項、第九十六条第二項、第九十七条第四項、第六項及び第七項並びに第百二条第一項、第三項及び第四項（これらの規定を同法第百八十三条において準用する場合を含む。）並びに第百三条第一項（同条第五項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）及び同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定、同法第百五条第十三項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）において準用する原子力災害

【地方自治法施行令（議会関係条文抜粋）】

対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十六条第二項及び第二十七条第二項の規定並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百七条第二項及び第三項並びに第百十九条第一項（これらの規定を同法第百八十三条において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十四条第二項及び第百三十九条から第百四十一条まで（これらの規定を同法第百八十三条において準用する場合を含む。）、第百四十二条、第百四十三条及び第百四十四条（これらの規定を同法第百八十三条において準用する場合を含む。）、第百四十五条並びに第百五十一条第一項並びに第百五十二条第一項及び第二項（これらの規定を同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が処理することとされている事務に係る事件

二 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第百二十五号）第三条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務に係る事件

（平二四政一三七・追加、平二五政二八五・一部改正）

第百二十一条の四 地方自治法第九十八条第一項に規定する労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものは、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の規定による労働争議のあつせん、調停及び仲裁その他労働委員会の権限に属する事務（その組織に関する事務及び庶務を除く。）並びに土地収用法（昭和二十六年法律第百二十九号）の規定による収用に関する裁決その他収用委員会の権限に属する事務（その組織に関する事務及び庶務を除く。）とする。

② 地方自治法第九十八条第一項に規定する議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものは、当該検査に際して開示をすることにより、国の安全を害するおそれがある事項に関する事務（当該国の安全を害するおそれがある部分に限る。）及び個人の秘密を害することとなる事項に関する事務（当該個人の秘密を害することとなる部分に限る。）並びに土地収用法の規定による収用に関する裁決その他収用委員会の権限に属する事務とする。

③ 第一項の規定は、地方自治法第九十八条第二項に規定する労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものについて準用する。

④ 第二項の規定は、地方自治法第九十八条第二項に規定する同項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものについて準用する。この場合において、第二項中「検査」とあるのは、「監査」と読み替えるものとする。

（平一一政三二四・全改、平一六政三七三・一部改正、平二四政一三七・旧第百二十一条の三繰下）

第百二十一条の五 前条第一項の規定は、地方自治法第百条第一項に規定する労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものについて準用する。

② 前条第二項の規定は、地方自治法第百条第一項に規定する議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものについて準用する。この場合において、前条第二項中「検査」とあるのは、「調査」と読み替えるものとする。

（平一一政三二四・追加、平一六政三七三・一部改正、平二四政一三七・旧第百二十一条の三の二繰下）

庄内町議会災害時行動マニュアル

平成26年9月9日
庄内町議会全員協議会

1 初動

- (1) 町が災害対策本部を設置した場合、町本部又は事務局長から議長に対し、その旨を連絡する。
- (2) 議長は副議長と協議し、議会災害対策本部の設置を決定する。
- (3) 議会災害対策本部を、議事堂に設置する。
- (4) 議長又は議会事務局長は、議会災害対策本部を設置したときは、その旨を議員及び町に報告する。
- (5) 議会災害対策本部長は、議長又は議長が指名した議員が努める。

2 初期

- (1) 議員は、自身の安否・居所・連絡先等を議会災害対策本部に連絡しなければならない。
- (2) 議員は、原則として居住地周辺の被害状況等を把握し、速やかに議事堂に参集するものとする。
- (3) 議会災害対策本部は、情報収集に努めるとともに各議員との連絡連携を密にするものとする。

3 中期

- (1) 町災害対策本部との情報交換と諸要請の実施
- (2) 被災者に対する助言及び相談受付など

4 後期

- (1) 議長は、被災状況等の把握に努め、必要に応じて全員協議会を開催し、議会としての対応を協議する。
- (2) 町災害対策本部への協力
- (3) 避難所等の状況確認
- (4) 国・県等への要請活動
- (5) 必要により、臨時会の開催要請
- (6) 議長は、町災害対策本部の解散の連絡を受けたときは、副議長・本部長と協議し、議会災害対策本部の解散を決定する。

5 その他

- (1) 議員が個人で動くことを制約し、議会災害対策本部が各議員の情報を束ね町の対策本部へ伝える。
- (2) 議員は現場での指示を控える。
- (3) 議会災害対策本部は、オブザーバーとして町災害対策本部に意思決定を支援する。

参考 庄内町議会運営規程より抜粋
(災害時の行動指針)

第123条 議員は、震度5以上の地震その他大規模な災害が発生したときは、原則として居住地周辺の被害状況等を把握し、速やかに議事堂に参集するものとする。

2 議長は、被害状況等の把握に努めると共に、必要に応じて全員協議会を開催し、災害に対する議会としての対応を協議するものとする。

常任委員会所管事務調査報告に関する基本的申し合わせ

平成23年11月11日

庄内町議会全員協議会

1 委員会報告のありかた

(1) 委員長の説明

- ① 中間報告以降加筆したものを中心に説明することとし、全文の読み上げをしない。
- ② 調査経過、現況、課題では中間報告以降、新たに調査した内容があれば、説明する。
- ③ 現況、課題、意見は関連しているので、それぞれの関係が明確になるような、報告書のスタイルを構築すること。

[現況] (1)子育て環境については、・・・

[課題] (1)老朽化等の施設の課題がある。

[意見] (1)公設・民営を前提とした、保育園の拡充をすべきである。

- ④ 特に意見は、当局への提言として極めて重要な内容となるが、課題に沿った箇条書きを基本とし、簡潔なスタイルを心がける。

(2) 委員長報告に対する質問

- ① 各常任委員会からの委員会調査報告書は、議会運営委員会終了後速やかに議員個々に配布されるので、内容を熟読し、質問に臨む。
- ② 閉会中の所管事務調査事件は議会として常任委員会に付託していることを踏まえ、報告がされている。したがって単なる質問は、厳に慎むべきであり、経過と結果について質問する意識付けをさらに進める必要がある。
- ③ 質問回数は3回までとする。
- ④ 意見として報告される内容は「議会としての当局への提言」となることから、議員個々の考え方の相違等で質問が集中し、時間もかかっていることも事実だが、議会活性化としての生命線であるため、制限を加えることは考えるべきでない。ただし、本会議中であること、映像配信・保存がされていること、当局・町民が注視していることを考慮し、内容を十分吟味し、質問に臨む。

(3) 委員長の答弁

- ① 質問に対する答弁は、委員長の個人的な見解を述べることはできない。委員会で検討した内容に沿った答弁を心がける。
- ② 質問する議員は他の常任委員会に所属している。したがって報告内容に対する理解度が当該の委員会のメンバーと大きく違うことを前提に、丁寧な答弁を心がける。
- ③ 質問が集中する[意見]に対しては、前述したように「議会としての当局への提言」となることを考慮し、慎重な対応に努める。

2 その他

- (1) 所属する常任委員会で調査中（報告時の定例会を含む）の事件を一般質問で取り上げることをすべきではなく、自己の所属する常任委員会の委員長報告については質疑を行うこともできない（運営規程第59条4項）。委員会調査報告の内容は全会一致と

なることが原則である。したがって、一般質問等で取り上げる際も、このルールに則った内容の構成に努めなければならない。

また、他の議員が一般質問で取り上げる際にも、調査報告内容を精査し臨むべきである。

- (2) 全議員が同レベルまでの認識に立てるよう、定例会前の全員協議会において協議する。中間報告では、現況、課題について徹底的に議論し、本報告では、意見に対しての建設的な質問に止めるべきである。
- (3) 所管外の調査はできるが、課題、意見は大きく逸脱すべきではない。

庄内町議会町民と語る会開催要領

1 目的について

この要領は、議会活動状況や課題の取り組み状況等について説明責任を果たすと共に、議会活動に対する意見、町政に対する提言等を聴き、町民に開かれた議会及び積極的な町民参加を推進することを目指し実施する町民と語る会(以下「語る会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

2 実施時期等について

- ① 語る会は、庄内町行政区長設置規則別表に掲げる学区及び地区(以下「学区等」という。)で開催し、1学区等毎年1回とし、毎年5月に実施する。

3 報告内容について

- ① 議会の活動状況
- ② 予算等の審議状況
- ③ その他重要と思われる事項

4 語る会の役割分担について

- ① 語る会における、司会進行、報告者、記録者などは、それぞれの班において協議し、調整する。なお、答弁は、全員で行うものとする。

5 班編成及び班構成について

- ① 班は、5人で構成し、3班編成とする。但し、議長は構成員とならないものとする。
- ② 班構成は、期別、所属する常任委員会等を考慮し、毎年、議会運営委員会で協議し、全員協議会で合意を得て決定する。
- ③ 班に代表者を置き、構成員の互選により決定する。

6 会場等について

- ① 各班が担当する学区等は、議会運営委員会で協議し、全員協議会において合意を得る。
- ② 語る会の日程及び会場については、予め班の代表者が学区等の代表者に趣旨を説明し協力を要請した上で、協議し決定する。

7 周知方法について

- ① 開催日時と会場を早めに決定し、「広報しようない」等で周知する。

8 記録について

- ① 語る会の記録は、記録者において要点記録とする。

9 語る会次第について

語る会は、各会場2時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

- ① 開会あいさつ 班の代表者
- ② 議会報告 班の報告者
- ③ 質疑応答
- ④ その他
- ⑤ 閉会あいさつ 班の代表者

10 資料について

- ① 語る会での配付資料は共通資料とし、必要がある場合は各班において適宜準備する。

11 結果の公表等について

- ① 語る会において出された意見・提言等は、語る会終了後、代表者の責任において報告書にまとめ、全員協議会で協議し、議長に提出する。
- ② 報告書は町議会ホームページに掲載するほか、概要を議会広報等で公表する。
- ③ 町政に対する意見・提言等で重要と判断したものは、議長が町長に対応を求める。

付 則

この要領は、平成21年8月10日から施行する。

この要領は、平成22年8月23日から施行する。

この要領は、平成25年1月29日から施行する。

この要領は、平成25年2月21日から施行する。

この要領は、平成26年8月20日から施行する。

行政報告に関する基準

1 行政報告を行うべき事項について

行政報告は、町長が必要と認めた事項について行う。ただし、町が関与しない事件、事故、火災等については、単に発生した事実及び状況のみの報告は行わないこととし、次に掲げる事項等町が道義的にこれらに対する対応等について説明し、議会と一緒に考え、又は解決を図っていく必要がある場合がある場合等に行うこととする。ただし、庄内町全員協議会において報告した事項については、報告しない。

- (1) 災害対策本部又はこれに準ずるものを設置した場合（警戒のための連絡本部設置の場合を除く。）
- (2) 台風等大きな災害、死亡又は類焼を伴う火災、大きな事件、事故等が発生した場合
- (3) 町施設の大きな損壊、公用車等による重大な交通事故が発生し、又は職員が不祥事により懲戒処分を受けることとなった場合

2 本町における行政報告の状況

別紙資料のとおり

3 他市町における行政報告の状況

- (1) 三川町 大きな事件、事故等が発生した場合に報告している。（特段の規定はない。）
- (2) 遊佐町 特に決まった報告事項はなく、特徴的な事項を報告している。（事件、事故等について個別に報告した例は無く、かなり大きな場合に限られる。）
- (3) 酒田市 行政報告の例はない。（決算の状況の報告程度）
- (4) 鶴岡市 台風、大きな火災、事件、事故、不祥事など道義的に報告すべき事項があれば、その都度判断し、報告している。

庄内町議会議員の慶弔等に関する基準

この基準は、庄内町議会議員の慶弔等に関し、申し合わせ事項を定めることを目的とする。

1 慶事

本人の婚姻の場合 1人当たり1,000円の記念品

2 弔事

本人死亡の場合 1人当たり5,000円の香典

家族の死亡の場合 1人当たり2,000円の香典

3 病氣見舞

1週間以上の入院又は1箇月以上の療養の場合 1人当たり1,000円の見舞金

上記によりがたい場合は、議会運営委員会において決定する。

4 罹災見舞

地震、水害及び火災等により家屋又は家財等に損害を受けた場合 その都度議会運営委員会において決定した見舞金

5 議長交際費等に係る弔意基準

区 分	香 典	花輪又は生花	その他
現議会議員	30,000円 (町と連名) (議長交際費)	1基(町と連名) (議長交際費)	弔辞
現議会議員の家族	5,000円 (議長交際費)	—	
前職	10,000円 (議長交際費)	1基(町と連名) (議長交際費)	弔辞
元職	10,000円 (議長交際費)	1基(町と連名) (議長交際費)	弔辞

注 家族とは配偶者及び父母をいう。

6 議員又はその家族は、この基準により受けたものに関し、その返礼をしてはならない。

附 則

この基準は、平成17年7月1日より適用する。

附 則

この基準は、平成18年5月1日から施行する。

参考書式

常任委員会発議の意見書の提出文

発委第〇号	年 月 日
庄内町議会議長 殿	
	提出者 〇〇常任委員長 賛成者 〇〇常任委員 (賛成委員の連署)
〇〇〇〇に関する意見書案	
上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに庄内町議会議事規則第14条第3項の規定により提出します。	

別紙

〇〇〇〇に関する意見書	
〇〇〇〇は、.....速やかに実現されるよう強く要望する。	
記	
1
2
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。	
年 月 日	
〇〇〇〇 〇〇〇〇あて 〇〇〇〇	
山形県庄内町議会議長	印

*文字サイズ：11ポイント

*余白：上40mm、下33 mm、左45mm、右38mm

【参考書式】

議会運営委員会発議の議案提出文（条例改正等）

発委第〇号	年 月 日
庄内町議会議長 殿	
	提出者 議会運営委員長 賛成者 議会運営委員 (賛成委員の連署)
庄内町議会〇〇条例の〇〇条例の制定について	
上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに庄内町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。	

別紙

×××庄内町議会〇〇条例の〇〇条例
×庄内町議会〇〇条例（平成〇年庄内町条例第〇号）一部を次のように改正する。 ×第〇条第〇号中「〇〇」を「〇〇」に改める。
×××附 則 ×この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。
×××提 案 理 由 ×.....を図るため、本条例の一部を改正するものである。

※ 新旧対照表を添付

常任委員会調査報告書 共通事項

- * 整数(項目)を細分化するときは、横括弧で囲んだアラビア数字を用いる。(1)
- * (1)を細分化するときは、アイウによる。ア
- * アイウを細分化するときは、横括弧で囲んだアイウを用いる。(ア)
- * (ア)を細分化するときは、アルファベット順による活字体の小文字を用いる。a
- * aを細分化するときは、横括弧でアルファベット順による活字体の小文字を用いる。(a)
- * ×：1行空ける
- * △：1字あける
- * 余白：上30mm 下25mm 左30mm 右25mm
- * 行数：40行
- * 字数：40字
- * フォント：標題は12 P、数字も全て明朝体で11 P

常任委員会調査報告書

○○○○常任委員会調査報告書(中間報告書) ※12P

× ※数字は全て半角

1△調査事件

△△△○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

△△○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

×

2△調査目的

△△△○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

△△○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

×

3△調査経過

△△△平成00年00月00日

△△△平成00年00月00日

×

4△調査結果(調査状況)

△△ [現△況]

△△△○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

△△○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

×

△△ [課△題] ※中間報告は課題まで

△△△○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

△△○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

×

△△ [意△見]

△△△○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

△△○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。 ※可能な限り箇条書き

△(1)△○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

△△ア△○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

△△△(ア)△○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

△△△△a△○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

△△△△△(a)△○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

△(2)△○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

△(3)△○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

常任委員会調査報告書（検証）

〇〇〇〇常任委員会調査報告書 ※12P

× ※数字は全て半角

1△調査事件

△△△〇〇〇〇〇〇〇についての検証（〇〇年〇〇月定例会で報告）

×

2△調査目的

△△△〇〇

△△〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

×

3△調査経過

△△△平成00年00月00日

△△△平成00年00月00日

×

4△検証結果

△(1)△〇〇 ※この表題は一般的な例であり、調査報告の内容により適宜表記する。

△△ [前回の意見]

△△△〇〇

△△〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

△△ア△〇〇

△△△(ア)△〇〇

△△△△ a △〇〇

△△△△△ (a) △〇〇

△△ [検証の結果]

△△△〇〇

△△〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

×

△(2)△〇〇

△△ [前回の意見]

△△△〇〇

△△〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

△△ [検証の結果]

△△△〇〇

△△〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

庄内町議会事務局

〒999-7781

山形県東田川郡庄内町余目字町132番地1

TEL (0234) 42-0188 FAX (0234) 42-0896

E-mail:gikai@town.shonai.lg.jp

<http://www.town.shonai.yamagata.jp/gikai/index.html>

〔平成28年4月調整〕